

第二章 江戸時代の富山売薬業



ツヅラソウ (防己)

第一節 富山平野の地域的分布

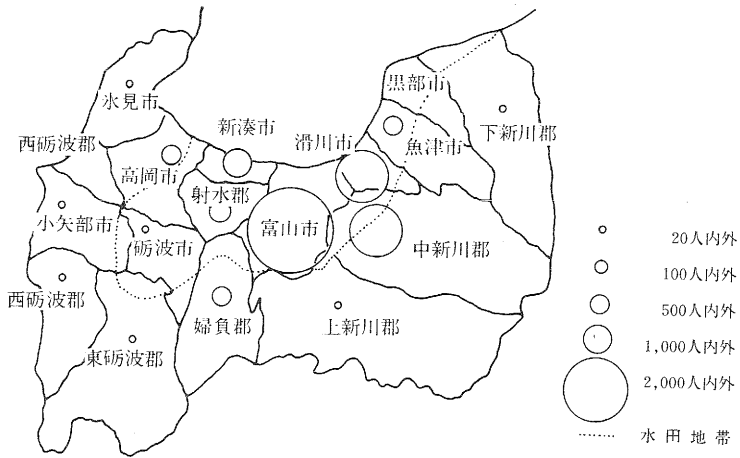
富山売薬商人の分布は、江戸時代も、現在においても、富山平野に広く見られる。それはしかし、平野全体に一樣に分布するのではなく、時代によって変化を示しながら、その分布密度の高い強度地帯をその中に、構成してきた。つまり商人の空間的分布の密度は、富山平野に濃淡疎密の差があると共に、それは時代によって大きく変動してきた。

江戸時代における富山平野のなかの分布をみると、富山の町を中心に行商に出た行商人たちのことをいう。山売薬業といえば、富山の町に栄えてきた売薬業を指し、またそこから全国に行商に出た行商人たちのことをいう。仲間組の組織も完備し、全国において大きく活動した。しかしそれは富山の町においてのみ見られる現象ではなかった。その周辺の町々や村にもみられ、それは富山領をこえて、加賀領にも広く延びていることが第二の特色である。これを辿れば、北陸街道に沿った、あるいは街道に近い地域に立地していて、高岡、大門、小杉、四方、東岩瀬、西水橋、東水橋や滑川の町々や新庄とその周辺の農村である中田村、下村、海老江村、高月村や辻ヶ堂、柿沢などの農村地域にも形成された。また飛騨街道に関係ある土地として、黒牧、熊野、布尻、八尾町などの地名も得られる。少し離れた土地としては、中田、上市の町とその周辺の農村がみられる。

これらの地名から推察すると、富山の町を中心にして、平野の多くの町や村を包含するが、それをさらに些細に眺めると、北陸街道と飛騨街道に沿って、富山売薬業の集落が成立し、成長してきた。その中核的存在が富山の町であり、それは薬都とも呼ばれてきた。事実において発生的には、富山売薬は富山の町から由来し、最狭義の根源的範囲

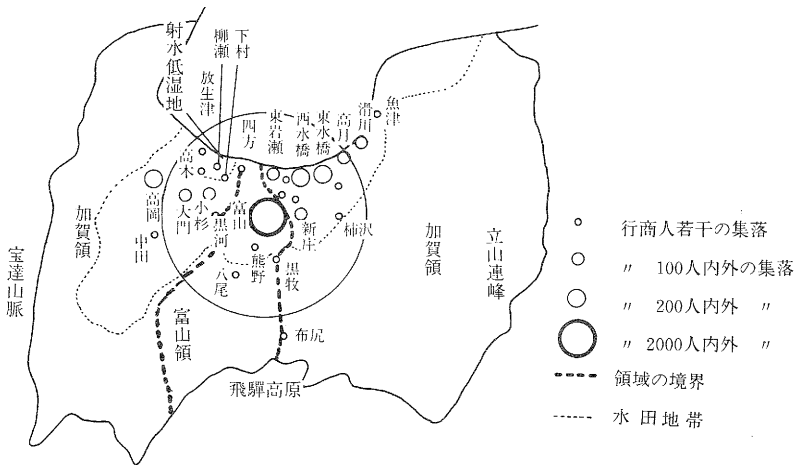
幕末における富山平野の売薬行商人の分布図

第一節 富山平野の地域的分布



(植村元覚『行商圏と領域経済—富山売薬業史の研究』より)

現在の富山売薬商人の県内居住地の分布図 (昭和54年)



拾万石富山御領図(安政頃のものと同推察される。富山県立図書館所蔵)に照合して作成。
(植村元覚『富山の商業』より)

を形成するものであった。それが近隣の地域を刺激して広い範囲の立地を派生させ、富山領から加賀領の範囲にも拡大して、遂に富山平野の大部分の町や村の地域にも派生をみたと解される。

次に、第三の特色としてこの分布を地形的にみるならば、平野の中央部から低湿な海岸部にかけて集積していることが知られる。北陸街道が、西から入って小杉の町をすぎると、浜街道になって、下村を経て四方、東岩瀬を通り、そして西水橋に至って、北陸街道と一緒になる。浜街道は、富山の町を通らないで、また富山領をできる限り通らないで、即ち加賀領から東の方の加賀領に進む。これは加賀前田藩主の参勤交代の通路でもある。この下村や四方の周辺の地区、とくに射水地区は、海拔五メートルの等高線が、富山湾の海岸から八キロの内陸部に延びていて、県内のもっとも低湿な水田地帯をなしている。中でも放生津潟の近辺は海拔零メートルであって、水田の中は田舟で物資が運搬され、水郷地帯をなしている。秋に収穫した稲は、縦横にめぐらされた堀割を通じて各農家に運ばれる。堀割の岸には、とねりこが並木となって植えられていて、のどかな水郷風景を現出してきた。

この射水低湿地の水田地帯は、ほとんどの部落ごとに売薬商人が存在した。このことは、新湊市作道の竹橋家所蔵の売薬文書によって知られる。「弘化四年六月射水郡売薬他国出脚、吟味人、手合ヶ所分主付、布目村仁左衛門」というこの地方の貴重な残存史料によって明らかである。

元来、富山平野は三方が山によって囲まれ、東は立山、剣岳、浄土、白馬など険しい北アルプスの稜線が屏風のように聳えたち、南は飛騨山地に、そして西は医王山、宝達山脈に接し、北方は富山湾に臨んでいて、この三方の山のみから流れてる多数の急流によって、中央部は美事な扇状地を発達させている。この複合扇状地が越中の生活の場であり、ここは越中米の名で知られる早場米を産する単作農業地帯である。こうしてこの生活空間は、まとまった地理的単元をなし、越中一國をとって県の全領域とされ、民俗や県民気質についても、それぞれの地域性をもちながらも

共通する多くの要素をもっている。こうして領域をこえて、富山平野の大部分の地域において、売薬業が形成された。

一、富山周辺における売薬商人の分布

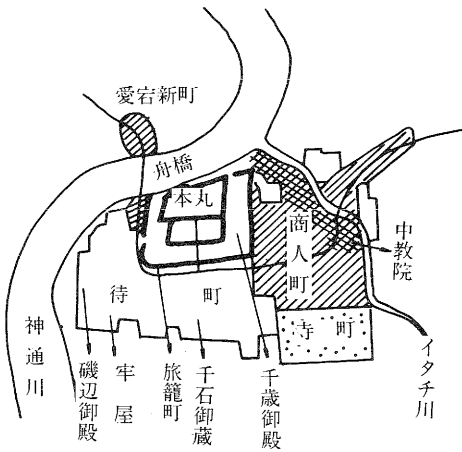
(ア) 中心の富山

行商人の分布は、富山の町が主力をしめてきた。天保年間の富山売薬人数は一七〇〇人、嘉永年間は二〇〇〇人、

文久年間二二〇〇人といわれるが、この大部分は富山の町のもので占めていた。このほか富山領内では、八尾、西岩瀬、四方から出かける者も若干はあった。

この売薬商人の集積した富山の町の事情について、とくに売薬との関連の史料は、適当なものが見当たらない。せいぜい、これを示す文献として、次の史料を掲げることができる。それは、文政六年（一八一三）に尾張藩士某が著したもので『三の山巡り』（国立国会図書館山書を読む会編刊、江戸期山書翻刻双書Ⅰ、昭和五四年）である。加賀の白山、越中の立山、駿河の富士山の三山の登山旅行記である。土地の風俗や方言なども観察し記述している。即ち、俱利伽羅から小矢部に出て、そこから舟で高岡に下り、放生津から浜街道を通って、百塚を経て、北陸道往還に出て、神通川舟橋を渡っ

藩政時代の富山の町



て富山の町に入った。「城下の町家都て何町何丁目何屋誰と云木札を家毎に門口に打たり、謂有事とて所の者自慢にするを途中にて聞くと述べ、次いで「町の長壹里余もあらん、よき町並也」、「売薬師家多く有、諸国へ四千人程出る由也」と記している（『広瀬誠』『北陸街道—富山県歴史の道調査報告書』『富山郷土史会編』）。

また、『八尾町史』には、富山の町の家並みの立派なことを述べて、

さても見事よ、富山の町は、二階造りの白壁よ

という風に、信濃路の里謡にまで謳われる程であったとしている（『八尾町史』一六六頁）。

なお、富山の町は、現在は県の中央部に位置し、県都として人口三十一万、中核都市として県内の中枢管理機関が集中している。富山平野の中心として周辺から交通路が集中的に集まっている。市内のいたるところから東方に三〇〇メートル級の気高い北アルプスの山岳美を広く満喫することができる。江戸時代の十六世紀に水野勝重が、神通川を搦手として築城したが、寛永十六年（一六三〇年）に前田利次が加賀前田藩から分家して十萬石を分封されて以来、城下町として発達した。ことに金沢から一〇〇〇人余りの家臣たちが富山に移り住みついて、城を中心にして南部に侍町、東部に商人町、その南に寺町を設けて、町区を三区分してから城下町として整備された。

富山の町は、神通川の中流に当たり、舟運の便があり、また町は常願寺川の扇状地に当たり、水に恵まれていた。寛文元年（一六六一）には家数二九七八戸、人口一万六〇〇〇人、天保十二年（一八四二）には家数六八六〇余戸、人口二万九九三人となり、さらに明治六年（一八七三）には家数一万一四一七戸、人口四万四六八二人となった。なお市制・町村制施行の明治二十二年には、周辺の十一カ村を合併して人口五万五三〇〇人となった。これは当時は六大都市、金沢、広島、仙台、徳島に次いで全国で第十一番目に人口が多かった。

前記の文献の四千人という数字については、一般に言われていたようであるが、これは富山の町だけではなく、広く周辺の地区も含めていて、越中全体からの売薬商人の数として把握される。

なお、売薬商人の人数については、必ずしも明確には把握できない。若干の史料を集めて吟味することによって推測されるにとどまる。それを示す史料は、全国に行商した富山の商人たちの結成した組とその数ならびに各組ごとの人数によって知ることができる。商人たちの行商を継続する地域は、旅先藩の領域によって大きく影響をうける。この行商圈の相接近する諸地域を、商人たちは組を組織することによって、内部統制の規範を形成した。この成立の時期は明和のころといわれ、最初は一八の組であったが、文化年間は二〇組『富山売薬紀要』四頁さらに二二組とし、安政期には二二組となり、慶応期には再び二二組となった『同書六〇頁』。これらの組構成員の人数は、弘化元年は二一八八人脚、嘉永六年は二二五八人脚、安政四年二二五二人、そして慶応元年には、二〇九六人脚であった。これらの数字は、すべて「反魂丹方上縮出納簿」の各年の「取立御役金算用之控」とか「反魂丹二関スル諸事留書」による数字であり、課税対策の人数として知られる。

富山の町の主な売薬商人の名と住所は、次の通りである。時代は下るが、広貫堂設立の明治九年九月の総代人の名によって窺われる。即ち、

南新町九十九番屋敷	沢	本	兵一郎
東四十物町二十七番屋敷	中	田	清平
鍛冶町四十五番屋敷	田	中	清次郎
五番町三十二番屋敷	阿	部	弥七郎
常盤町十八番屋敷	密	田	林 蔵

（『史料集』五二六頁）

右は、幕末期のものではない。藩政時代の行商人の名は、史料によって若干しられるけれども、その住所は一般に記入されていない。したがって一応は、富山売薬業の中心的役割を果してきた広貫堂の設立をもって、その代表的な人物とみることができるとする。

富山の町の売薬商人は、幕末ごろは二千数百人を数えたが、それが富山のどの辺に多く住んでいたかは、不明である。しかし残存する史料から、業者や連人の名や住所を断片的であるが、知ることが出来る。

史料的には比較的古い方に属する天明四年（一七八四）に始まる「奥中国組・歩帳」によって、一部が知られる（『史料集』一八五三―一八七〇頁）。富山的女川屋清四郎が、薬種屋権七の名で連人三人をもって、備前・備中・安芸や周防・長門に出かけていたが、寛政（一七八九）ごろに、その一部を長井原町の者に、また千石町や室町、堤町、三番町の者に廻らせた。同様に、中国地方を薬種屋源十郎の名で、田畑屋文右衛門が連人二人を率いて廻っていたが、その一部を室町、鍛冶町の者に廻らせた。このようにして、愛宕町、風呂屋町、材木町、古寺町、八人町、立町などの地名が記述されている。

これとは別に幕末に至る売薬商人の史料では、中野新町、長柄町、南田町、一番町、二番町、西三番町、堤町、西堤町、東四十物町、長清寺町、星井町、寺町、東南田町、古鍛冶町、餌差町、上り立町、立町、荒町、泉町、覚中町、木町、小嶋町、七軒町、常盤町、五番町、海老町、川端町、御坊町、大工町、柳町、東田町、東田地方町、堀端町、平吹町、舟橋今町、舟橋新町、古手伝町、南新町、西田地方、清水上町、巽町、太田口町、仁右衛門町、船頭町、旅館町などの町名が出てきて、ここから行商人が出ていた（『史料集』三七〇頁等々）。

なお、富山の町は売薬の町といっても町並みの形態については、特に特異なものはない。薬種商は、店舗として大きな店構えをもち、前には屋号の幕をつるし、店内に各種の薬種を入れた薬タンスが並べられてあり、番頭や手代がいる。

しかし多数をしめる行商人たちの家は、一般の住宅と変るところがない。一年の大半を旅先に出かける職業であり、留守をまもる家族の住宅であるにとどまるのである。

富山の町の売薬商人たちは、町に居住してきた者ばかりではなく、近隣の村々から転住してきた者も少くなかったようである。『大山町史』には、この後者の例をあげる。「田近家文書」の中に出てくる売薬掛場帳の移動の事例が知られるとして、それらは「岩倉、熊野、牧、牧野」などの村の出身者が富山の町に出て、売薬行商に従事したとする（『大山町史』一〇九四頁）。即ち、天明（二七八—）のころ、松井屋が古鍛冶町の親類の子供の養育料として、売薬帳面を預かり、売薬行商を行つたが、その後、仲介人田畑屋、牧野屋の世話で帳面を売却した事例とか、また、寛政二七八—のころ西大工町の松野屋が、美濃、尾張、三河、遠州の四方国にまたがる懸高二百五十貫文の売薬帳を連人一人を添えて、仁右衛門町の釜屋に二百七十貫文で売却した事例をあげる。さらにまた同じく寛政のころ、釜屋より柳町二丁目牧屋に移つた美濃、尾張の懸場帳は、さらに中野散地町の山屋に移つたことなどの事例をあげている。なおここに散地とは、字義の通り町に接続して、散在する村の意味である。以上に出てくる屋号は、岩倉、熊野また牧や牧野地区の出身者を推察せしめるものである（『大山町史』一〇九八頁）。

富山平野において、富山の町の周辺地区で、比較的早く、売薬行商人の存在したことを史料的に迎れるのは、領内の八尾、西岩瀬、四方である。元文五年（一七四〇）に、富山藩御倭約奉行から「富山・八尾・西岩瀬の反魂丹売買の者」について、調査の達しがあつた（『史料集』五七頁）ことから言える。この史料は、『富山売薬業史史料集』において、「富山売薬業一般史料」の第一号として掲げるものである。

(イ) 八尾やつお

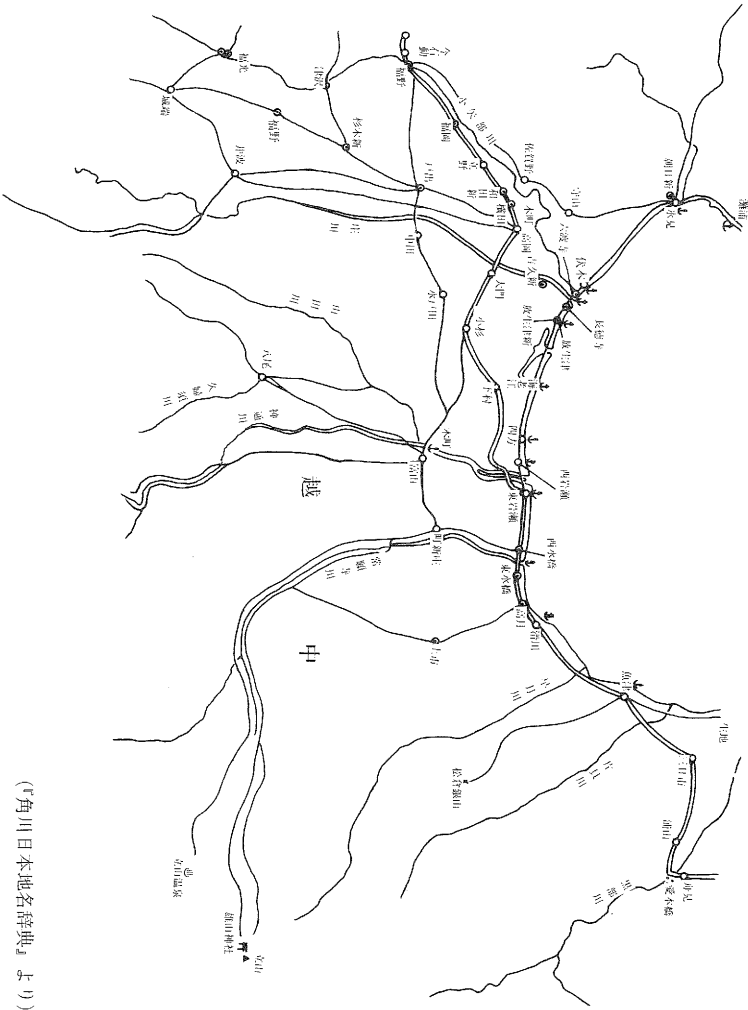
『八尾町史』によれば、江戸時代の終り頃には、富山売薬商人としては、三千数百人の反魂丹の行商人が、北海道から九州さらには薩南諸島にまで行商するようになった(『八尾町史』二六一頁)。また同史は、八尾の和紙と富山売薬との関係について述べて、得意先に配置する合わせ薬は、大小さまざまな紙袋を用いて、これに入れる。それが長期にわたって保存できるように紙質が強靱でなければならぬが、これには八尾紙がもつとも適していた。この八尾紙は富山では、山田紙ともいって重宝がられた。なお紙の価格のことについて、八尾の紙仲買人と売薬行商人との間に問題がおきたこともあり、富山藩に紙の値下げの願が出されたこともある(『八尾町史』二二八頁)。

また八尾は、蚕種の特産が著名であり、北陸、近畿、東海、関東など十七カ国にも売弘められたが、享和元年(二八〇)の郡奉行からの達しには、これら蚕種商売人は、旅先において、売薬を取扱ってはならないとされた。このような達しが出たこと自体は、反対に、売薬が販売された事、あるいはそれからの不都合のあった事を物語るものである(『八尾町史』三三九頁)。さらに藩主の利保は、薬草の栽培を試みたり、三〇〇種の薬草を採集したりして、売薬業の発展の基盤づくりを成就した(『八尾町史』一八五頁)。

次に八尾は、南北に細長く富山平野を中央部で分断している富山領の地域において、その南の端の町である。富山の町から南の方約十数キロに当たり、飛騨高原に続く丘陵地帯の溪口集落として、背後の山村との物資の集散地として栄えてきた。とくに養蚕業と和紙の製造が著名である。神通川の支流の井田川に面し、「風の盆」はおわら節の民謡の祭典で、老若男女が町を練り回り、坂の町の年中行事として知られている。ここの産物の蚕種、生糸、和紙は、藩外に送られ、領域経済に役立った。

八尾の蚕種業も、富山売薬業と似て、他国への配置行商を行うものであった。元禄ごろの少し前の貞享(二六八四)一

近世越中交通図



(『角川日本地名辞典』より)

第一節 富山平野の地域的分布

六八七年間に奥州梁川の蚕種商人から配置業の利を教えられて、八尾の蚕種業者の山屋善右衛門が梁川に行つて、原種を買入れて、これを飛驒に売弘めたのが源といわれている。需要がふえ、宝暦(二七五―一七六四)ころには、北陸からさらには、山陰や東山地方にも販路が拡大された。背後の山間部に桑畑があり、また、安政年間(一八五四―一八六〇)に梁川の八巻味右衛門の手になる病害に強い品種の姫蚕を移入するなど、積極的な努力によって、商圏を次第に拡張し、慶応年間(一八六五―一八六八)の年商は一〇万枚に及んだ。寛政十年(二七九八)と享和元年(一八〇二)の富山藩の定書によると、この業界に年行司制、株仲間^{株仲間}の結成、役銭上納のことが記されている。また富山売薬業とよく似て、蚕種販売の得意場の売買や質入れなども行われた。明治に入つても、八尾の代表的産業として残つた。

次に、富山売薬業に関係が深いのが、八尾和紙である。八尾和紙は、富山売薬の包装紙等に用いられ、売薬業の形成には、極めて重要な役割を果たした。また薬を輸送する荷箱が薬の安全性を保ち、湿度を防ぐために、荷箱の内部と外部は、和紙を嚴重に貼りめぐらす必要があつた。これには強靱な八尾和紙が適していた。

八尾町は、このように富山売薬業にその補助原料を提供することによって、重要な発展的契機をもつていたが、これに関連して、若干の行商人も派生した。この具体的な人数は不明であるが、次のような史料がある。天明のころ、鹿兒島に行く富山売薬商人についての断片的な材料である。即ち「越中八尾の町人として十三人脚」^{十三人脚}が免許をうけたこと、また嘉永のころも、その名儀で領内の立入りが許され、また「八尾の者雇下にして立入」^{立入}が認められたりした(『史料集』七二七頁)。

(ウ) 四方・西岩瀬

領内の四方町や西岩瀬からも、行商人が出かけた。この町々についても確実な人数は得られない。ただ富山の町の

ほか、八尾や西岩瀬から行商人が比較的早く出ていた史料として、元文五年十一月の富山儉約奉行からの達が、このことを示している。即ち「当町、八尾、西岩瀬、四方、反魂丹売買のもの、一町に相調理しりべ、名書印形を取り、帳面各奥書にて差し出さるべく候。且つ薬種屋共は売子明細書を指出しなさるべく候」(『史料集』)といつて、領内のこれらの町々の売薬行商人について調査を命じた。

四方は、富山領内の北端に位置し、神通川の旧河口左岸の海岸砂丘の港町であつて、四方と西岩瀬とは連続している。富山藩の唯一の海への出窓であつた。近世の城下町では、直接に海港をもつことが理想であり、それが不可能な場合は、外港をもつた。加賀藩では、金沢の城下町について宮腰(かたわ)がこれに当り、富山藩では四方がこの役目を果たした。西岩瀬・四方港から幕末の文久・元治(一八六一―一八六四)に積出された主な産物は「売薬と米穀であり、移入品として主なものは唐津・砂糖・薬種・油・繰綿・たばこ」等であつた(『四方町沿革誌』二四二頁)。つまり売薬の原料である薬種を仕入れ、それは主として大坂から送られてきて、川舟で神通川を上り、富山で製薬され、そして製品の売薬を積出す港であつた。そして「売薬品は藩政のころ、特別の保護を加えられ、売薬業者の荷物の運送を御手船に命じた」(『同書』八七頁)。ここに御手船とは、嘉永年間にはじめて富山藩で建造した八百石積の帆船のことである。「平時は、通商の用に供し、能登・佐渡・越後の地方はもちろん、酒田・秋田より松前にいたり、下関・長崎より大坂まで回航せしめる」ものであつた。富山藩では十艘を所有した(『同書』八二頁)。財政困難な藩では、この回漕業は領主経済の前進の姿として考えられる。海への出窓、また漁港でもある。『四方町沿革誌』によれば、「本町における売薬行商の嚆矢は遠く維新前百有余年の昔に始まり……」とあり、早くから売薬商人が旅先に出かけていたこと(『史料集』一六五頁及び二二三頁)などから知られる。なお江戸時代のことについては、四方町の長福寺の過去帳によつて町内からの売薬

行商人の死亡が知られる。即ち文化十三年（二八一六）、四方長浜屋甚六が江戸の旅舎に死すとか、文政十三年（二八三〇）に、「井本屋彦兵衛、彦蔵、十余年前、九州に売薬、今に帰るを得ず」とあり、また、天保十三年（二八四六）「白石屋七左衛門兄、去る文政九年奥州南部の売薬、以来かつて帰国せず」とあり、要するに、江戸や南部の国、また九州などに売薬行商に出ていることが知られる（布目久三著『四方郷土史話』二四二頁）。それが明治に入って沿岸漁業と売薬の町として性格づけられるようになっていった。

二、加賀領に及ぶ売薬商人

加賀領の売薬商人は、富山から海岸にかけての各町村に伝播したものとされる。即ち『滑川市誌資料』によれば、彼らは「富山城下から隣町の新庄町及び東岩瀬町に移り、それから東西両水橋に及び、高月村、滑川町に漸次進展発達したものの如く察せられる」（『滑川市誌資料 上巻』三頁）としている。

富山平野の中で、南北に長い富山領をさしはさんで、その西と東は、加賀領である。それは、富山平野の六分の五をしめるほどに広い。加賀領にも売薬商人が分布した。古い諺に「加能越州第一の産物は人間なり」といわれ、外に出稼ぎをする者の多い地域である。『滑川町誌下巻』に「山淵控書」をのせているが、これによると、嘉永六年の「上新川郡内売薬人」は次の人数であった。

東岩瀬町 九〇人

新庄町 七六人

黒牧村	二四人
西水橋町	二一九人
東水橋町	二八七人
高月村	一四一人
滑川町	一四八人

右のうち、新庄町と黒牧村は内陸にあるが、ほかはすべて海岸の町や村であつて、富山湾に沿つて並んでおり、また北陸街道によつて貫かれている。以下は、これらの集落の特色について、とくに売葉業との関連において考へてみよう。まず地形的にみて海岸地区について述べ、後にその内陸部について述べる。

(ア) 東 岩 瀬

東岩瀬の町は富山の町とは神通川によつて結ばれ、その外港に当たる。神通川の河口港であり、背後の新川地方の米の集散地として、また大阪回米の積み出し港でもあつた。北前船に活躍した豪商も少くなかつた。寛文年間(二六六一—二六七三)に宿駅に決定され、やがて加賀藩の御蔵が建てられ、郡奉行所が置かれて、新川地方の中心的存在であつた。明治期に入ると、北海道交易で活気をおび、米や薬工品を積み出し、北海道から鱒にしんを中心とする魚肥を移入して、この回船問屋は急成長した。魚肥を富山平野の農家に前貸し、秋にはその農家から米を集めて北海道に送り、資本の前貸し、収奪により、寄生地主としても大きく伸びた。現在の富山港の前身である。

既に、文化五年(一八〇八)に、佐藤屋三右衛門が松前から海産肥料笹舟二〇〇〇貫を輸入したことが、富山湾岸の

新しい発展を運命ずけた。これに刺激されて、湾岸の港町は北海道との交易を活発化していった。このようにして東岩瀬は、上方の大坂および北海道と交易によって、バイ船の港町として大きく繁栄した。このことは「富山付近で富豪の多い町は、東岩瀬町といわれるが、多くはこの帆船時代の成功者である」とさえ称せられるようになった（石井逸太郎著『富山県新誌』）。

一方また、神通川を通じて、富山の町との連絡は頻繁であって、たとえば、嘉永二年の頃、富山の町の中心部の木町（神通川に面していて、材木の揚げ場から地名が由来した）の「浜口から東岩瀬の漁船、終日帆影を絶えず」（『越中史料第三巻』）と記述されるほどであった。富山の町の売薬商人やその薬の荷箱も、東岩瀬を経由して、全国に拡がっていった。富山の町の代表的な売薬商人阿部弥一郎の文久三年（一八六三）の「永代簿」には、山城・摂津・河内の三方国の場所を買入れたことを記入して、その後部で薬荷をそこに送る手続きを述べて「三月晦日、荷積、四月一日東岩瀬日方江屋へ相送り、三日に菅人岩瀬へ罷りこし……」（『史料集』二九五頁）とあり、回船業者の日方江屋を通じて岩瀬から大坂に薬荷を送った。また同永代簿の九月十八日付の「旅行送荷物代金書付け」のなかに、「岩瀬より大坂迄、二箱賃」と記してあって、金額は記入していない。前者は行商の春廻り、後者は秋廻りのために売薬荷物を岩瀬を通じて大坂に海上輸送したことを示している。この町からは、北海道を行く売薬行商人が多かった。

(イ) 水橋・高月・滑川なめりかわ

この三つの集落は富山湾岸の東部に相並び、相接近して立地していて、一カ所とみることもできる。水橋・滑川について、その性格を簡単に巧みに表現した文章として、次のような旅先藩への書類によく示されている。安政四年に富山売薬人から熊本町方宛の文に、

水橋・滑川と申す所は……海辺にて至って人質宜しからず、勿論田舎の事に御座候えは漁などにて渡世仕まつりき申し候えども、……外に渡世の道も手少き処より、富山の地元奉公に参り、薬種屋えも加勢いたし、自然と少しは薬調合等見聞き仕まり候、……右見聞き馴れ居り候につき風薬等を扱え……例歳八月頃にあいなり候ては数十人御国え罷下り……

〔史料集〕九二八頁

このように、海岸地区の水橋・滑川では、漁業に従事する者が多いが、富山に奉公に出て、薬種屋に雇われたり、また売薬行商に従事して、八月には、水橋・滑川から熊本には数十人も入りこんでいた。

水橋の売薬商人の居住地について、水橋大町、出町、西浜町、東大町、東天神町などの町名が史料として知られる

〔史料集〕二〇一九頁。

慶応元年売薬元人附売子他国出脚役札



(縦一三・九糎 横一〇・九糎 厚一・五糎 上原専祿氏所蔵)

加賀領の売薬商人も、他国に出かける場合は、必ず他国出脚の鑑札が必要であった。たとえば滑川町の石正屋喜右衛門の場合は、慶応元年であるが、藩の売薬方主付より「売薬元人附売子他国出脚役札」をもつものであった。原木札で縦一三・九糎、横一〇・九糎、厚一・五糎の木札であって、図に示すと上の通りである〔史料集〕一九九三頁。

滑川の売薬業の形成については、富山の創業より、約四十年後の享保十八年に、高月村の反魂丹屋千右衛門が、反魂丹の製法を富山売薬製造の松井屋から習うけて、村内で製造販売を初めたのに由来するという伝説がある（『滑川市誌資料上巻』）。また他国への行商の創始については、千右衛門は、元々、出雲大社を信仰していて、出雲国内に自製の売薬反魂丹の配置を行ったと伝えられる。村内の者もやがて、これに習い、また越中立山の熊から採取した熊胆丸に加えて、実母散、奇応丸等をもって行商したといわれる。

その後、文化の頃、滑川の専光寺屋善太郎から高月村の清治郎に石州国の反魂丹場所の売却が行われたり（『史料集』一八九六頁）、文政の頃には高月清次郎宛の旅先行商若者の証文があったり（『滑川市誌資料上巻』、『古文書に現われた滑川売薬』五四頁）して、売薬業の定着したことが知られる。そして天保期には「津の国、播州」の薬場所の檢校金支払証文（『同書』五五頁）によっても、また高月屋理兵衛が能登や津の国の場所を買入れたり（『史料集』一九〇七頁、同じく滑川の売薬行商人が山陽道の播州の国に行商するため、新川郡売薬方主付兼帯十村の金山十次郎から「姫路等の役人」に、「歳二十七、浄土真宗」を記して「売薬商売のため国表江罷越」す者として、「往来手形」を發行しており、次第に増加していった（『滑川市誌資料上巻』、『滑川売薬沿革と創業』二二頁）。

往 来

一、売人歳式十七 浄土真宗

右の者売薬商売のため、その御国表えまかりこす慥なる者にて、御国法急度相守り候よう申し渡しおき候間、御国の御法に随い、宜しく御指南いただき申したく件の如し

加州領滑川 宮崎太左衛門

天保四年八月

播州姫路等

御役人衆中

金山 十次郎 ⑩

(富山市立郷土博物館蔵)

こうして熊本領内だけでも、水橋・滑川の者毎年八月ごろ数十人が出かけていた(『史料集』九・一九頁、そして嘉永年間に高月と滑川に於ける行商の脚数は二八九人になった。「山淵控書」には、その経営規模も詳細に記している。

高月村の売薬行商の経営者は、一九人で脚数が一四〇人であり、これを規模別に表にすると、次の通りである。

嘉永期の高月村の売薬行商の経営規模と人数

経営規模	業者数	経営規模	業者数
三十人	1	四人	3
十九人	1	三人	1
十四人	1	二人	2
八人	4	一人	1
五人	5		
合計		十九人	百四十人脚

最大の経営規模は、高田屋清次郎であり、その祖先は滑川地区の売薬の創始者である反魂丹屋千右衛門であった。三〇人の経営規模は、越中売薬としても第一級であった。第二位は曲淵屋久兵衛で、第三位は高田屋文左衛門であった。こうして、ここでは一〇人以上で行商した大経営者は三人、五人ないし八人の中規模経営者は九人も数えられる。

そして一人ないし二人の零細経営者は四人にとどまり、高月村の売薬業者の繁栄ぶりが窺われる。次に滑川町の売薬行商の経営者は、三〇人で脚数は一四八人脚であり、これを規模別に表にすると、次の通りとなる。

滑川町の売薬行商の経営規模と人数

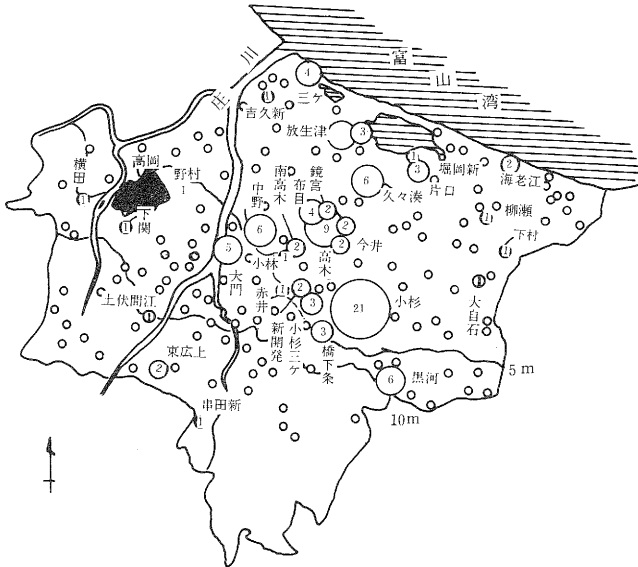
経営規模	業者数	経営規模	業者数
十五人	1	五人	2
十二人	1	四人	5
九人	1	三人	4
八人	1	二人	4
七人	4	一人	3
六人	4		
合計		三十人	百四十八人脚

(「滑川市誌資料 上巻」より作成)

滑川町の最大規模の経営は、一五人で行商する小泉屋太三郎であり、次は奈部屋甚四郎で二二人で旅に出かける。こうして一〇人以上の大規模経営は二業者にとどまり、その大きさも高月村にくらべて一段と小さい。次に五人ないし九人の中規模経営は一二業者、そして零細経営は七業者を数える。高月の場合にくらべて規模は小さく、七人以下で行商する階層が圧倒的に多い。しかし越中全体の経営規模に位置づけると、規模は大きいと言わなければならない。全体の数値は不明であるが、射水売薬の経営規模が一人ないし二人が多いのに比較して、性格が大きく違ってることが特色づけられる。

越中射水郡における売薬行商人の分布図（弘化頃）

（富山県立図書館所蔵「元保十巳亥年三月、射水郡分間絵図」より作成）



地名を示したのは売薬行商人の出る集落。図中の数字はその人数。ただし5m、10mの等高線は現在のもの。

(ウ) 射水農村地域

射水地区の売薬行商の立地は、小杉、大門の町部を除くと、農村地帯に属する。低湿な水田単作地であって、コンター（等高線）五メートルの線は、内陸に五キロ以上も入りこんでいる。庄川、和田川、下条川、鍛冶川が上流から運

んできた土砂を堆積してできた肥沃な見渡す限りの水田地帯である。この低平な水田の中に微高地の堆積場所が恰も大海の中の島のように、村となって人々の居住地となっている。それが射水地区の村の配置である。

射水地区の売薬についての史料は、弘化四年（一八四七）の布目村の仁左衛門の記録が最も優れている。新湊市作道布目の竹橋家所蔵の文書である。的確にいえば「弘化四年六月、射水郡売薬他国出脚吟味人、手合ヶ所分主付、布目村仁左衛門」であって、部落名と行商人の名と旅先が書かれている。これを表にすれば次の通りである。

射水郡売薬他国出脚一規表（弘化四年）

計集落数	集落名										脚数	
	久々湊	殿村	片口	海老江村	三ヶ新	小杉新	橋下条	小杉三ヶ	放生津	荒屋村		
32ヶ村	6	2	3	2	4	21	3	3	5	3		
脚数	集落名										脚数	
	新開	今井	高木	南高木	中野	布目	黒河	大門	東上	鏡宮		
104	2	2	9	2	6	4	6	5	2	2		

注 右の表には脚数2以上の集落のみをあげた。

この表には、町として小杉、大門、放生津のほかは、すべて村である。また村で一人脚の場合は、一二村あるが、省略した。その村は、下村、堀岡新村、吉久新村、小林村、串田新村、野村、柳瀬村、大白石村、下関村、上伏間江村、赤井村、横田村である。下村などは、その後は売薬農村として大きく発展するのであるが、史料では一人脚として記入されているのとどまる。同じく小杉町や海老江村も、その後大きく増えるが、ここでは、それぞれ二人脚と二人脚としてのみ記入されている。一人脚は一人であるのが原則である。高木村、中野村、久々湊、黒河村では比較的に行商人が多く出ている。これら農村では、行商は農村兼業として営まれた『新湊市史』九三頁。低湿で、庄川の洪水や局地的な大雨にも、頻繁に水害をうけたこの地帯では、兼業として行商出稼ぎの形で売薬が選択された。

この売薬商人は、射水散組ちづぶを組織し、射水郡売薬方主付に支配された。そして行商先の藩からの営業許可の免許を受けたが、旅先藩内の行商については、たとえば、仙台藩への行商については、射水散組・富山組・高岡組の三仲間定書をつくって、互いに違反しないようにした。文政十二年（一八一九）の定書は、以前にも定書をきめ、違反した場合には過料をとると決めてあったが、近年は違反者があるので、改めてつくることにしたもので「旅先での博奕とびくの禁止、薬の重ね置には先置きさき置きの者が後置きあと置きの薬を取揚とげること、値引きの禁止、持株以上の売子の行商の禁止」などをきめた。

仙台藩に行く売薬行商人は、三仲間合せて九六人であったが、越中三組とも言っていた。そして嘉永七年（一八五四）に仙台藩が医学館をつくり、製薬もすることになり、城下町の薬種屋たちが薬を売るので、他国からの売薬商人である越中三組の売薬行商を差留めた。三組とも一様に取り扱われた。差留の解除には、三組が共同して、惣代を決めて、この惣代を通して歎願した。富山仲間総代は駒見屋清助以下三名、高岡仲間総代は麻屋庄八以下七名、散り組仲間総代は高木村藤助以下五名であった。

また「射水散組」は、行商先にしたがい組をつくった。関東売薬の上野、下野、武蔵、下総、常磐の五カ国組は、行商人一七名からなっていて、同様な定書をつくった（『新湊市史』九三三頁）。

売薬商人たちは、零細な農家の二、三男を連人（若い衆ともいふ）としていた。射水売薬の行商先は、東北地方がもっとも多く、三一脚、北陸地方一九脚、関東地方二三脚、中部地方一〇脚、近畿地方八脚、中国地方七脚、そして四国地方一脚、不明一五脚であつて、東日本が多い。

射水売薬の「他国出脚」一〇四人脚の多くは、一人脚であつて、経営規模は比較的に小さい。しかし、この中であつて二人脚、三人脚を一人で認められた経営規模のより大きいものも存在した。二人脚の経営者は一八名、そして三人脚の経営者は四人であつた。集落別にその分布をみると、小杉新町二人脚のうち、三人脚が二名、二人脚が二名であり、次に高木村では九人脚のうち三人脚が二名、二人脚が一名である。中野村では六人脚のうち二人脚二名、黒河村でも六人脚のうち二人脚が二名であつた。こうして射水売薬では、比較的売薬脚数の多い地域は、零細規模経営の中でも、より大きく経営を営んでいたといえる。

竹橋文書によりながら、この二人脚及び三人脚の経営者のいた部落とその行き先の国を表にすれば、次の通りである。

射水売薬の二人脚・三人脚の業者の集落と旅先

部落名	経営者一人の脚数	行商先
小杉新町	2 3	陸奥国行 仙台廻り、同、同 陸奥国行 南部廻り、同

売薬行商人の他国への旅立ちは、経営規模の大小にかかわらず、春廻りと秋廻りの年二回が原則である。それは得

第一節 富山平野の地域的分布

黒河村	小杉三ヶ村	橋下条村	布目村	三ヶ新	鏡宮村	南高木村	新開発村	荒屋村	放生津	久々湊村	海老江村	片口村	中野村	高木村	〃	〃
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	〃	3	2
武蔵国行 江戸廻り、武蔵国下総国廻り	近江国行 彦根・高浜、同	越前国行、尾前国行、尾張国行 三河国廻り	陸奥国行 南部廻り、陸奥国行 仙台廻り	不明	不明	武蔵国行 下野国廻り、陸奥国行 伊達・二本松廻り	陸奥国行 羽前廻り、出羽国行 米沢廻り	越後国行、同	越後国行 丸岡廻り、同	武蔵国行 江戸廻り、信濃国行 松本廻り	越前国 同	陸奥国行 仙台廻り、備前国行 備前国・周防国廻り	越前国行 加賀廻り、同	奥州伊達在廻り、奥州南部廻り	出羽国行 米沢・越後小海老廻り、奥州伊達在廻り	陸奥国行 駿河国行
																備後国行、長門国行、佐渡国行
																陸奥国行、同、同
																信濃国行、同
																陸奥国行 南部廻り、同、越後国行

(竹橋文書より作成)

意先の経済状況によって、春の麦や菜種の収穫期と秋の稲の収穫期の収入を目標にすると共に、とくに射水売薬のよ
うな農村地帯からの旅先には、春の田植と秋の稲の収穫の時期の猫の手も借りたい繁忙期を回避する必要があった。
このために、旅先の選択には、気候条件が異なり、北陸より相当に差のある東北地方が適合する条件を満たすもので
あった。そこでは田植や稲かりが終了してから、安心して旅先に出かけられるのであった。春と秋の農作業の周到な
準備とその成就を見とどけるのには、北の国々が好都合であった。陸奥国が射水売薬に好んで多く選択された理由で
ある。したがってまた南の国が少ない理由にもなる。

次に射水売薬の組織をみよう。射水売薬に属する売薬商人たちは、射水散組ちみづさんぐみとよばれ、射水郡売薬方主付によって
支配された。文久、慶応のころは、作道村甚兵衛が主付であった。散組の組織に関しては、越中平野の射水地区につ
いて形成されたのであるが、行商先の諸藩の領域の管理統制について、どのように組織づけられたかは、史料は少な
い。富山領の富山売薬業については、組の組織や組の数、また組員の人数、その旅先領内の向寄などの構成は、可
なり明確に知られ、藩の統制や税負担なども窺われるが、しかし加賀藩は、売薬方主付、年行事を通して売薬業や商人
を統轄した趣旨は、富山売薬業も同様である。また売薬人たちは、旅先藩からの領内行商の許可の免許や、関所、番
所の「通行手形」を受けたが、これは仲間から請求して受けて、組員に渡されるという組織も相似ていた。

なお散組は、文政十三年九月の「売薬方仕法帳」によれば、次の五組があったことが知られる。

奥州仙台様領分

壱組

同 南部様領分

弐組

越後、信濃、飛驒、出羽、武蔵等東国

参組

越前、近江、五畿内、九州等西国

壹組

御国加越能三州

壹組

右の仕法帳が、射水御郡奉行に届けられている。全国を五組に分けて行商するが、この中の二組が奥州であり、北の国々で占められた。そして南と西の関西地区並びにその西方が一組であり、その中間の越後、信濃から武蔵が一組、それに加越能の地元が一組となっていた。この全国行商地域の構成は、奥州が強度地帯をなしていることを知らしめる。

(四) 小杉町・大門町

小杉の売薬について、昭和四十七年六月発刊の『小杉町薬業史』の貴重な文献がある。小杉町薬業連合会が編さん委員会を組織して作成されたが、一つの町の業界として刊行されたことは苦勞が少くなかったことと推察される。小杉の売薬について、この書物の最初に、その地域における位置づけを明確に指摘している。

小杉は、……売薬業とは深い関係があった。越中米の単作地帯で、然かも湿地帯の射水平野の中心的位置にある小杉では、米作ばかりでは生活の能力にも限界があった。売薬はその限界を乗り越える一つの支えとなった。

……富山売薬に刺戟されて、富山に近い小杉新町やその附近から売薬行商人が出たのは、寛政のころが初めてであろうか。すなわち、三ヶの松長与五郎（開発屋）は、寛政元年（二七八九）、堀岡村の小杉屋久四郎の売薬帳面を購入し、能登方面に配置した。この売薬によって寛政二年には、拾壹貫五百文の利潤をみとめている。薬は大阪の小山作兵衛及び富山の青出屋宗助・筈屋吉郎兵衛・嶋屋藤右衛門などから仕入れたものであった。

文政四年（一八二二）の射水郡の産物しらべには、「売薬、開作之間に他国へ稼を為し、売薬に罷出で候」といったように、売子は多くは、農家の子弟で、開作の間の兼業であった。……

天保十五年（一八四四）には、小杉東町では、関係者が四、五軒数えることができる。東町の組合頭を勤めた今井屋三郎は、六十二石余の高持の裕福さで、奥州行きの売薬株の持主であった。文化のころ、すでに、売薬の株主であった。……その外に売薬売子が二軒あるが、その一軒は生活も稍豊かで、七石も持高があった。西町にも若干の売薬稼ぎがあったようであるが、不明である。……

従事者は新町のみでなく、村部にも分散していたと思われる。藩政も末期の某年、橋下条の宗四郎父子は越後の売薬稼に出かけるために、郡奉行の境関所の切手を申請している。
（『小杉町薬業史』一頁）

右のように、小杉の売薬行商は、寛政の頃からはじまり、天保の頃には小杉東町に四ないし五人が従事していて、その生活は裕福であった。このうち今井屋は六十二石余の地主であり、寄生地主としてまた売薬商人としても生活は恵まれていた。なお『小杉町薬業史』によれば、加賀藩は下級武士に薬業を奨励した。下村の小林十蔵は、旅名であった、「武蔵国行、上野、下野、下総国廻り」であるが、当人は射水郡奉行所に勤めた士であり、薬業の株を持ち、今井屋三郎に行商させていた（『小杉町薬業史』十二頁）。なお従業者は町のみでなく、むしろ村部に多く分散していたことが、射水売薬の富山の売薬と性格を異にするところである。

下村は、寛文二年（一六六二）に加賀藩から宿場に指定され、宿場町として栄えた。浜街道にそって戸数二〇〇戸もあり、このうち商家が一〇〇戸もあったといわれる。

次に、大門町の売薬行商については、『大門町史』によれば、その初まりは明らかでないが、弘化四年（一八四七）の

記録の八人脚が記述されている（『大門町史』六五九頁）。前記の竹橋文書では、大門新町五人脚がでている。しかし『大門町史』によれば、大門町、大門村各一人、大門新町三人、また東広上村二人、串田新村一人をあげ、計八名としてゐる。隣接地域を含めての現在からみた大門町の地域の出身者である。行き先は、陸奥国を主とし、他は各一人脚で、出雲国、伯耆国、丹波国、尾張国、佐渡行であった。

また、安政五年（一八五八）六月の「水戸田村記録」として、水戸田村売薬商二人の名をあげる。一人は豊後国行きであつて、近くの黒河新村の者二人を売子として雇い入れており、もう一人は、「地廻り」といわれる領内行商の売薬商人であつた。水戸田村は、富山から石動（現小矢部市）に至る直線上の近道に当たり、商店もあり、街村をなしていた。この史料は次の通りである。

覚

一 豊後国行売薬帳面稼

水戸田村

小左衛門

但黒河新村又三郎、伊之助相雇売薬子ニ指遣申候

一 御国廻り

〃

嘉十郎

但自身ニ罷越申候

右他国出等売薬人江出脚札御渡之旨ニ而帳面持等書上可申間御渡候ニ付取調書上之申候也

安政五年六月

水戸田村肝煎

宗兵衛

同組 合 頭

折橋理三郎 殿

六左衛門

〔『大門町史』六六〇頁〕

とあり、同村の売薬商人の旅先への行商に許可書を村役人から上司に願ひ出ている。

同じように、慶応三年に、「越中射水郡安吉村百姓善之助^{せがれ}・豊蔵」(年二十六歳)が「売薬のため仙台国へまかり越したき旨相願ひ申候」によって、関所や番所の通行切手を受けたい願書を、安吉村の村役人から郡奉行に提出している(『大門町史』六六一頁)。

このように、射水売薬では、農村からの売薬就業が多くみられ、農村売薬がこの典型的な形態であった。

中田は、現在は高岡市に入っているが、高岡市街地の東南の方向に当たり、庄川に面した低い丘陵地帯である。ここを通る東西の道路は、古くは、中田往来といって、金沢と富山を最短距離で結ぶ唯一の道として宿場が栄えた交通路に当たった。また西は南北に流れる庄川のために頻繁に洪水の被害をうけた。中田村は、農業を主体として生計がたてられ、農閑期には売薬行商に出る者もあった。

(团) 高 岡

『高岡市史』によれば、高岡売薬はいつ頃から始まったか明らかではないが、薬種屋・売薬屋肝煎が設置されたのは、安政五年(一八五八)であることからすれば、江戸時代末期、藩の奨励によって盛んになったと推定している。『高岡市史』には、次のように、売薬関係者の人数が示されている。

一、薬種屋 八軒株立

定役銀 四枚

一、合薬屋 十軒無株

役銀壹軒ニ付七匁宛

一、地廻売薬屋 十九軒無株

役銀壹軒ニ付八匁五分宛

一、他国売薬屋 四十二軒株立

役銀壹軒ニ付拾五匁宛

一、他国出売薬人 式百十五人

出脚役銀壹人ニ付捌五匁宛

薬種屋 肝煎 二名

売薬屋 安政五年十月十六日被命、……

この記述からすれば、売薬商人は、地廻と他国出の売薬商人合わせて二七六人になる。「他国売薬屋を経営したのは、有力町人が多く、行商先は奥羽地方がもつとも多く、関東地方その他へも出かけた」(『高岡市史 中巻』一九三頁)。

その後、慶応二年(一八六六)八月には、高岡売薬人の横田屋又助ほか九一人の業者が集まって、売薬方仲間規定を作成し、高岡町会所に届出て、業者間の協定を締結した(『史料集』一九九四頁)。同じような高岡売薬人仲間売薬規則書が、明治三年にも定められている。この際の売薬仲間は一〇九軒であった(『史料集』二〇〇八頁)。

三、富山領売薬商人と加賀領売薬商人の關係

越中の国において、富山領の売薬商人と加賀領の売薬商人は、旅先藩にあっては対立し、相手方を非難することがしばしばおこった。安政六年（一八五九）の肥後の熊本領において、富山領の売薬商人から加賀領の売薬商人を取締つてほしいとの願書が出された。それは即ち、東岩瀬、水橋、滑川の加賀領売薬人が「御国中売薬御免」になっていると吹聴して、売薬行商しているのを、藩に取締りを願ひ出て、その宿所や薬品名も書き出している。また薬品としては「日本に一法・肝涼圓」、「本家・きな圓」、「本家反魂丹」、「熊虎猪・三膽丸」、「黒丸子」、「本家・山田ふり薬」……。「その外しれず」と掲げ、これらは「加州滑川・高田喜八郎手代・平吉」、あるいは同「喜助」の「御薬品々入」の薬袋の配置者名とか、製薬所の加賀領水橋・高田松寿軒、加賀領・高田善蔵などの証拠を示したりしている（『史料集』九三二頁）。

富山売薬商人は、嘉永三年（一八五〇）に肥後町奉行所より、売薬永代株を許可され、経営の安定が認められた。しかし加賀領売薬の領内進出については、『富山売薬業史史料集』によれば、嘉永二年から安政六年に至るまで、熊本藩当方に対し、取締りを要求し続けていて、その史料は十年間に及んでいる。この請願があること自体は、逆に加賀領売薬人が入り続けていた証拠でもある。しかしこの期間の前後について史料が存在していない。したがって事実関係は不明である。また加賀領売薬人側の史料もこの件についてのものは存在していないようである（『史料集』九一八、九三五頁）。

なお、反対に旅先藩内で協力体制をとることもあった。仙台藩内には、越中三組即ち富山と加賀領内の高岡、小杉

の三カ所の者九六人が売薬行商をしていたところ、嘉永七年に領内の行商が禁止となった。三者の商人たちが協力して、組としてその解除に努め、仙台の法蓮寺を通して願い出た（『史料集』一九四五頁）。それが実現したので、藩に三〇〇両を献金することを図った（『史料集』一九七〇頁）。

このほか、組によらないで、加賀領の売薬商人たちが地域的に協力した例もある。文久三年（一八六三）の上総・下総売薬向寄仲間示談の定書の中に、仕入・貯金・融通講の項目の中にもみられる。即ち一般の仲間示談書の諸項目である製薬、販売、仕入や日常行動など規制の後に、「融通講定書」をつくって、会合の日を二月二日とし、掛金、返済の条件を定めた。これには、高月は九人、東水橋七人、西水橋三人、その他中田村、辻ヶ堂村、柿沢村各一人ずつ合計六カ所からの二二人が集まって協定をなした（『史料集』一九八六頁）。

なお、「反魂丹二関スル諸事留書」の写本の中に年次不詳であるが、その諸事留書の構成からして「慶応二年ないし明治三年」と判断して、富山・高岡・新川等六カ所の売薬業者が価格等の協定を行った例をあげている（『史料集』三三七頁）。即ち、近頃は仕入薬種の原価が高くなったので、経営が苦しくなり、販売値段も高くしたので、富山・高岡・新川六カ所の業者が集合して値上げを決定したい。今後は何事に限らず相談することにした。親方も連人も値引きしないこと、重置や現金売をしないことなど取りきめ、違反者は嚴重に取り締り、営業の足留めすることに協定した。そしてこの史料には、砺波郡、婦負郡、射水郡、新川郡と共に水橋、東岩瀬、高岡、小杉の業者一〇人が名を連ねている。

しかし、各業者にとっては、売上を確保し収益をあげるためには、協定の嚴重な規則があっても、それは必ず守られるとは限らないのが実情であった。

明治期に入ってから史料になるが、水橋と高月村の売薬商人たちが旅先の石見の国にゆく向寄一同が規則と薬の

値段を明治十三年に話しあつて、それを富山の代表者の阿部弥七郎に申し出た史料がある（滑川市史 史料編五六七頁）。それには、石見国向寄・高月村・高田清次郎、同水橋東天神町・細川太七、同・東堂伝一郎、同東大町・尾島次一郎、同水橋大町・佐々木平治、同水橋西浜町・尾嶋太四郎、同水橋出町・東堂もと、同出町・佐竹文蔵、同石黒久右衛門など九名の名がでてゐる。隣接した二つの町と村の商人が旅先の地域で薬の価格を協定したものである。

第二節 行商地域の全国的分布

一、富山売薬の行商地域の拡大

富山売薬の中心は反魂丹であり、商人たちは反魂丹売りとも云われた。反魂丹については、天和の頃（一六八一〜八四）から富山に存在するようになった。それはまだ地方的商品にすぎなかった。それが行商によって広範囲に販売市場を拡大するようになったのについては、いくつかの契機が存在したとみられる。

まず、女川屋権四郎おながわが万代常閑に雇われて、中国・九州辺を廻ったことである。薬種屋権七由来書には、その後（万治のころ）薬種屋を始め、その倅の権七が常閑の死後、場所を引請けて行商地域を拡大し、豊前から豊後・筑後辺に、さらに肥後にも行商を上げた（『史料集』一五頁）。

これと類似した内容は、嘉永元年（一八四八）の富山売薬人から熊本の財津九十郎宛の手紙にも記述されている。即ち、以前は豊前の小倉地方に行商していたが、寛永年中（一六二四〜四四）肥後国に御移りの際に当国に相変らず売薬行商を認められてきた。それ以来二〇〇年も続けて売薬行商をしてきているという趣旨である。つまり嘉永より逆算して元禄頃以前に、この方面に行商がなされていたことが知られるのである。こうして早く中国や九州に行商に出かけていた。それは富山売薬商人たちの全国行商への第一歩が、この当時として交通の便に恵まれた中国地方や九州の入口に踏みだされていた。

右のように売薬行商が、わが国の西南日本にまず選択された。それが全国的拡大への契機をなすに至ったのは、元禄三年（二六九〇）の江戸城における富山藩主の宣伝効果であった。「富山反魂丹旧記」では、前田正甫公が江戸城参勤の折に、諸侯が集まっていたが、その中の三春城主が腹痛で大いに苦んだ。正甫公は反魂丹を与えたところ、早速効果があり、全快した。そこに居あわせた諸国の大名から自分の国に売弘めに来るように懇望になったというのである。

この事件を契機に、富山の反魂丹に若干の薬を加えて、諸国に行商に出かけるようになった。それは各国々の広さによって差があり、「富山反魂丹旧記」はその事情を述べて、「あらかじめ、各国大小の割当ありて其方法を御立てになり、……薬商吾人より及至武人、参人等を差遣はされ、遂に是を全国に布き……」（『史料集』三頁）とある。

行商地域の全国的拡大については、地域的選択の方向を、どのように進めたのであろうか。従来の研究では、次の三つの考えがある。

- (ア) 最初の拡大していった方向は関東地方であるとするもの（横井時冬著『日本商業史』二六五頁）
- (イ) 当時の社会経済より推して、他国行商は最初主として関東、近畿及び中国地方の主要都市に限られたように解するもの（森下澄男稿「藩政時代の富山売薬業」『歴史学研究』第六卷第一号）
- (ウ) その普及は西奥羽、北陸、関西、中国、九州等、日本海沿岸に比較的早く、そして文化・文政ごろより次第に各地に行きわたったとするもの（城玉正治稿「富山売薬商人」大阪商科大学編『経済学辞典』）

これらの説の根拠は、明らかにされていない。またこれを現在、史料的に論証することは困難であり、むしろそれは不可能に近い。なお諸説のあいだには相当に距離があるけれども、その相違を根拠づけることはできない。

ここでは、限られた現存の史料から追跡するならば、前記の「薬種屋権七由来書」と富山売薬人より熊本財津九十郎宛書簡が、まず重要である。両史料によれば、元禄以前から、薬種屋権七は、中国、九州豊前、豊後、筑後を廻り、また富山売薬人は豊前、肥後に売薬行商していたことになる。

次に、元禄の頃では、藩主前田正甫公から諸国に販売いたすよう仰せ出されて、反魂丹に奇応丸など数種の薬を加えて、八重崎源六が中国筋に売弘めに出かけた（『広貫堂編』『富山売薬沿革概要』一頁）。こうして中国地方にまず行商がなされた。

行商先についての根本史料は存在しないけれども、古くからの伝説的史料によれば、富山売薬行商の最初の段階は、中国地方や九州地方であったといえる。交通事情から推察してみても、うなずかれる。したがって、この見解は、従来の説である(ア)説とは全く異なり、また(ウ)説とも異なる。むしろ(イ)説に若干近い。しかし関東地方に行商したと言える根拠がないこと、また都市にのみ行商したとする考え方も異なる。封建的権力構造の強固な都市よりは、自由な農民的商品経済にまきこまれた農村は、他国から入国してきた商人たちには、好ましい環境であった場合が少なくなかった。

こうして反魂丹などは、まず第一に、中国地方や九州地方に行商販売されたと結論づけることができる。なお(ア)説や(イ)説に述べる関東地方や、また(ウ)説の西奥羽、北陸などの日本海沿岸地域などについては、大局よりみれば、さもあらんとみられ、とくに海陸の交通条件からみて、当然のことのように考えられる。しかしこれらの地域についての文献や史料は、今のところ見当たらない。また伝説もないようである。したがって(ア)(イ)(ウ)の説をとらないで、ここでは新たな見解を述べることにした。

もつとも、仙台藩内に行商にでかけた時期については、相当に早くから認められたと解せられる史料がある。加賀

領の越中三組売薬人共より仙台藩に対する安政三年（一八五〇）の上書がこれである。即ち「私共の儀、百六十年以前より御領国へ相入り、売薬渡世仕り候儀、御赦免下され……」（『史料集』一九四五頁）とある。これを逆算すると元禄年間にかかる。時期について客観的根拠はないけれども、相当地に早いことになる。

二、薬の普及と領域的統制

江戸中期は、平和が続く社会は安定し、また交通は整備されたといえ、医療施設や制度は甚だ未発達であった。迷信は横行し、医薬品は少なかつたので疫病が流行し、町や村に大きな打撃を与えることが、しばしばであった。富山売薬商人が文政十二年に熊本藩の櫛方産物請込方への書簡にも、疫病にふれて毎年のように流行し、処によっては、一わあげての打撃があり、「非命を落と申し候者、数え難き候事に存じ奉り候」（『史料集』八七七頁）と述べている。そして薬の使用の重要性を強調している。

ことに「はやり病」などと呼ばれて、伝播病は、いたるところで人びとに恐れられていた。赤痢、疫痢や腸チフス、痘瘡、インフルエンザ、麻疹などには脅やかされ続けた。中でもコレラは当時の最大の脅威であった。コレラは、わが国では、文政五年（一八一三）に西日本一帯に大流行をみた。そして安芸では横病またはコロリ、難波では三日コロリとよばれた。

第二回目の大流行は、安政五年（一八五八）のもので、長崎から九州、四国、大坂、京都、江戸さらに北上して北海道に及ぶという大規模な全国的波及をみた。特に江戸における被害はすぎまじかった。死者一〇万余あるいは二六万余人を数えたといわれる。幕末動乱の時だけに、コレラが朝野に与えた衝撃は深刻であった。この後にも、しばしば

襲来をうけた。

しかしそれは、ヨーロッパ中世末のペストなどの疫病の恐るべき大流行に比較すれば、わが国の場合は、まだ被害は少なかつたといえる。死者の増加は、農村労働力の減少となり、為政者には農業生産力の低下として患いられたのは、共通の問題であつた。ヨーロッパでは、それは困込運動の誘因の一因となるような近代史展開の社会経済的影響をもたらずものであつた。

わが国においては、規模や影響において、そこまで深刻ではなかつたけれども、民衆の医薬に対する需要、そして為政者には、農業労働力確保の要請は、根強く普遍的に顕在していた。農山漁村であろうと、都市であろうと、地域を問わず、また士農工商の職業や上下の身分を問わず、一様に薬は求められていた。薬を取扱うことは、地方性の限界を超えて、全国的に広く歓迎され、また自らを發展さすべき可能性は、大きく内在していた。

以上のように、江戸時代の社会衛生状況からして、薬の需要は全国的に広く求められていたが、富山売薬の行商地域は、一様に拡大して形成されたものではなかつた。局地的には、可成り古いものがあつたようであり、地域差があつた。行商圏拡大の様相は、地理的条件、陸上・海上の交通路や市場関係などによって、まずは前記のように、中国と九州が先駆的な位置をしめた。次いで日本海沿岸地域、近畿、東北、関東等に普及したものとされる〔植村元覚「富山売薬行商圏の成立」、『富大経済論集 第二号、第三号』〕。

それにしても、全国に行商圏が及んでいたことは、松前からさらに蝦夷地にむかつて、開拓が進むにつれて進出して行つたことにも示され、実際、安政五年（一八五八）に蝦夷地について新脚を富山町肝煎に願ひでて許可されてここに入りこんだ（『史料集』一六五頁）。また近海の島々や交通不便な山間の僻地にも出かけていった。

こうして、天保頃には、富山売薬は文字通り全国のいたるところに普及し、国内の代表的な薬になつていった。『大阪

商業史資料集』には、天保年間の売薬として富山売薬をまずあげて、「今は昔し天保時代に名高かりし売薬は、言ずともこれ越中富山が本家にて、其他諸国に行われたるその概略をあぐれば……」として、京都の雨森無二膏、伊勢の朝熊^{あま}万金丹、大和西^{さいだい}大寺の豊心丹などが国の著名な売薬四六をあげているが、その第一におされるといふ状態になっていた(『写本 大阪商業史資料集 巻九』一八九丁―一九〇丁 大阪商工会議所所蔵)。

なお、次にくすりの普及についての社会経済上と存立意義を考えてみよう。当時は前述のように、一般には、疫病の蔓延におびやかされていた時代であり、生活上は重要不可欠の商品であった。時代は少し下るが、林子平の「上書」第一(『日本経済叢書 巻十一』三三頁)には、「諸国商ひ物を他国より仕込み候事相禁じらるべく候。薬種、書物などの如く世上に無くてかなわざる物にて、御国にて出来致さざる物は格別の事にてこれあり候へども、当時は無益の器物、食物類まで仕込仕り候……」と述べて、他国商品の輸入禁止政策を主張しながらも「薬種と書物」は世上に不可欠のものであり、特別に例外的に取り扱わるべきものとする。

しかし、旅先では、薬はやはり商品であり、藩の経済の在り方の中で考えられ、その必要性のためのみからは考慮されなかった。九州の田代領について、富山売薬など他国からの売薬の流入とそれに対する統制について、正司考稜は「儉法富強録」において、次のように述べる。

丸散は越中富山より数十人毎年、遠境在々まで一戸々々一年敷きに貸し置き、反魂丹をはじめ諸丸薬を売り弘める事夥し、これも一人に二百両余の惣計たるよし。そのほか筑前の目風疾薬、江州の神効丸、朝間(筆者註、伊勢の万金丹、対州の奇応丸、錦袋子、神効圓、肥後の真珠丸、大阪の三臟圓、五龍圓湯、薬鼠膏、合羽膏、即功紙、一粒金、そのほか加賀の薬売を始め、諸国種々無量の丸散雲霞の如く来入す。一年に凡そ一万両の価金とも

成るべきか。或いは肥後五家の熊胆売りをはじめ、諸国無頼の隠化ども種々の偽薬をもって往還はもちろん在々まで押し売り致し、兒童子女の家には凶頼猛責致すこと多し。右第一は武備の防げとなるべし。右条は先年一遍禁令ありといへども愉熾に行るべし……

と述べて、越中のほか諸国から領内に入る売薬商人たちやその主な薬品名について示し、それらの集金高は年間一万余に達すること、また偽薬や押売りに対して警戒した。

また、正司考謀は、「経済問答秘録」において、薬の販売について述べて、

丸散屋は多くは許すべからず、大体封内一万户に三軒に究め置くべし、其の薬法皆同じ、世に家伝秘方などと唱ゆるとも挙げて古書に出たり、蓋し他邦の名薬を妄りに禁すべからず。両方共に併せて売り、自国の薬上品効能あらば、他邦の薬は自然と衰微すべし。若し他産を禁ずれば、公威に仮托して他産を取上げなど致し、悪製を売りて、却て民患となるべし。又当今、売薬の売人郷村に入て、毎戸一年延に推売り致すは、甚だもつて悪し。是を禁じて市町店卸にすべし、況んや他邦の郷村洩れなく徘徊するは、武備の害ともなるべし、薬舗に丸散円丹を売るを禁じて、薬種のみに致し、丸散は別に免札を授くべし。薬舗の円散を出すは、大体蛆粉腐木の類なり。

〔日本経済叢書 卷一七三 一九四頁〕

と甚だきびしい。他国からの売薬商人が領内の町や村に入つて、配置行商することの制限を主張し、排撃的態度をとるべきことを示している。ここに売薬の行商人の入国統制の根柢が明らかにされていた。このような情勢の中で、富山売薬商人は、全国の諸藩の領地に入つて、薬を販売したのであった。

二、組の編成と全国市場

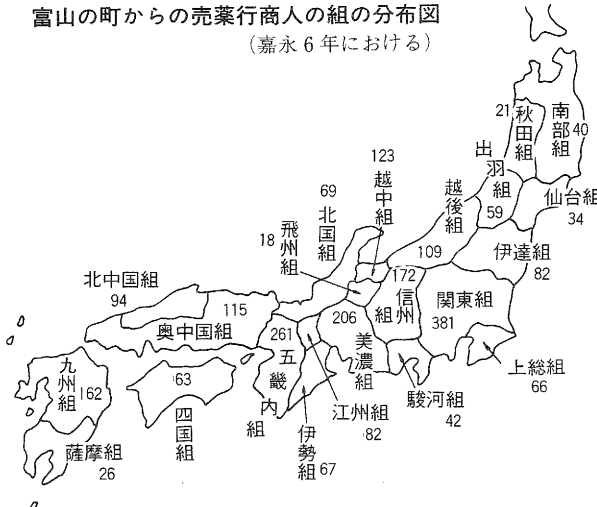
富山の売薬商人たちの全国各地への行商は、組によって、嚴重に統制管理された。組の成立の時期は、明和（二七六四〜七二）のころといわれ、最初は一八の組があつたが、文化年間は二〇組、さらに二一組となり、安政期（二八五四〜六〇）には二二組を数えた。

これらの組は、行商人の営業活動を規準にした広域行商圏であつて、旅先方向の近接した諸藩の領域を合わせて形成された。組の編成は農作物体系が共通していて、集金の時期が一致し、道中や市場関係から、あるいは歴史的風土的な権力的関係から成立した。奥中国組・四国組・九州組・関東組・五畿内組などは、相近接する諸藩の領域をもつとも広く集合した組であつた。薩摩組・江州組・伊勢組・駿河組・上総組・飛州組・信州組・越中組・越後組・出羽組・仙台組・秋田組などは、藩領域を結合して旧来の国の領域を基礎にして成立した行商圏であつた。そして北中国組・美濃組・北国組・伊達組は、前記兩者の中間的組であつて、数カ国にまたがる広域圏の組であつた。

組の大きさは、これらの事情により、相当に差異がある。幕末の嘉永六年（一八五三）の反魂丹方上縮^{うわじまぢ}出納簿を引用すれば、関東組三八一人、五畿内組二六一人、美濃組二〇六人、信州組一七二人がもつとも多い。反対にもつとも小さい組は、駿河組四二人、南部組四〇人、仙台組三四人、薩摩組二六人、秋田組二一人、飛州組一八人などである。

組は、このように面積の上でも、人員の上でも、規模によって相当に大きな差があつた。人員の上からは、関東、中部および近畿地区に大きく集積し、全人員の半ば近くを占めていた。これらの地区は、越中から陸路の北陸街道、飛騨街道を経由して結ばれていて、半径三〇〇キロで円を描くと、その内部に包含される地域であつた。その他の地

富山の町からの売薬行商人の組の分布図
(嘉永6年における)



嘉永6年、反魂丹方上縮出納簿により作成（なお仙台組については記入がないので、安政4年のものを仮りに記した）。
(植村元覚『行商圏と領域経済』より)

区も海上交通を利用できる九州や中国には、比較的に多人数が入りこんでいた。反対に東北地区は日本海側も太平洋側も、人員は少なかつた。

なお行商人の分布には、距離とか交通事情のほかに、政治経済的要因も与って大きく作用していた。関東とか畿内に多いのは、ここが非領国的性格の土地が多く存在していて、経済活動が活発であつたために、ここに入りこんで行商ができる可能性があつたことが考えられる。農民的商品

生産が進展して、近畿では先進的経営の農村も現われ、また農村工業の発展した地域もみられた。これに対して、九州や中国や東北では、行商人たちの御免場所も多いが、

ここは大体において領国的支配の強い土地柄であり、行商人たちは支配権力に結びついて行商をつづけようとし、利益を確保しようとして、貿易政策を配慮し、貿易摩擦を克服するため、細心の努力を重ねた。

富山売薬商人たちが、旅先領内行商の営業許可の鑑札をうけるのは、行商人個人ではなくて、仲間組から要求されて獲得するのであつた。仲間組を通じて旅先藩と交渉もたれた。各藩は独立の経済を営んでいて、対外的な政治経済の動向には甚だ敏感であり、他国商人の入国に対して厳重な警戒を怠らなかつた。入国が許されても、宿泊には商

幕末の富山売薬行商人の各組別構成

組名	弘化元年(イ)	弘化四年春(ロ)	嘉永二年春(ハ)	嘉永六年(ニ)	安政四年(ホ)	慶応元年頃(ヘ)
関東	連名 一八〇〇 一八〇〇	一六五・二 兩	一八九・二 兩	三八一人	三八一人	三八〇人
五畿内	連名 一七六〇 一七六〇	一一一・三	一三三・〇	二六一	二六七	二六二
美濃	連名 一九〇〇 一九〇〇	八九・二 八九・二厘 水三匁一分二厘	一〇三・〇 永九匁八分四厘	二〇六	二〇六	二〇六
信州	連名 九八〇 九八〇	七五・二	八七・〇	一七二	一七二	一七二
九州	連名 七〇〇 七〇〇	五八・一	六八・〇	一六二	一五七	一四〇
越後	連名 五八〇 五八〇	四七・三	五二・二	一〇九	一〇四	九七
北中国	連名 二七〇 二七〇	四三・二	四七・〇	九四	九三	九四
奥中国	連名 三七〇 三七〇	四二・三 水三匁一分二厘	四四・二	一一五	八五	九九
江州	連名 一六三 一六三	三八・二	四一・〇	八二	八三	八二
伊達	連名 三六〇 三六〇	三六・二	四一・〇	八二	八二	八二
北国	連名 六二〇 六二〇	三三・二	三四・二	六九	六九	七一
伊勢	連名 二三八 二三八	二九・三	三三・二	六七	六七	七七

「嘉永六丑年分反魂丹方上縮出納簿」の「丑五月、寅春分反魂丹御益操（繰）上ヶ上納、并取替金之控」（1400頁）。(イ)「安政四年巳年分、反魂丹方上縮出納簿」の「巳年分諸組足調理」（史料集 1492頁）。(ロ)「反魂丹ニ関スル諸事留書」の慶応元年頃（富山売薬紀要 60頁による年代）または明治初年（富山売薬業史史料集の編者による年代）の富山売薬人数（史料集 370頁）。これらによって上の表がつけられた。（植村元覚『行商圈と領域経済』による）

人数計	薩摩	右小計	越中	秋田	仙台	飛騨	四国	南部	駿河	出羽	上総
一、一八八		連名一、二四八 九四〇	連名 四七六	連名 〇四	連名 一〇二	連名 一四	連名 一七	連名 一四	連名 二二	連名 二二	連名 三六
		九二二・二二 永五匁九分四厘	六・三二二	七・〇	一四・二	八・二	水十匁一分五厘 一四・〇	一五・一三	一八・三二二	二五・三	二九・一
		一、〇三三・二	永七匁三厘 七・〇	六・二	一六・〇	九・〇	二一・〇	一七・〇	二一・〇	三〇・〇	三四・〇
二、二五八	二六		一三三	二二	記入なし	一八	六三	四〇	四二	五九	六六
二、二五二	二六		一二二	二六	三四	一八	五五	三七	四三	五九	六六
二、〇九九	二六		記入なし	五	三四	一八	四七	三八	四三	六〇	六六

嘉永六年の薩摩組については、「八両一歩皆納」とあるだけで、人数は記入されていない。しかし史料集六三一頁によれば、文政の頃、二十二人数であったのを、四人足を旅先藩内から買入れたので、二十六人数であったとみられる。

第二節 行商地域の全国的分布

「弘化元辰年分、反魂丹方上縮出納簿」によれば天保15年の富山領域内では古名前は1,173面、古連人は895人であって御役金はそれぞれ1,173両と671両1歩であった(史料集 1267頁)。組別の史料は次の6種のがえられる。(イ)「反魂丹方上縮出納簿」の弘化元辰年8月、取立御役金算用之控(史料集 1271頁)。(ロ)「反魂丹方上縮出納簿」の「弘化四年未年春、取立御役金算用之控」(史料集 1295頁)。(ハ)御役金取立控の「嘉永二酉年春取立控」(史料集 1338頁)。(ニ)



江戸時代の行商姿

人宿が限定されたり、滞在日数が制限されたり、取扱商品の品目が制限されたりした。幕末に近くなるにつれて、藩の財政窮乏を告げると、一層嚴重になり、領内の営業指留になったことも少くなかった。

領域の境には、取締りの関所あるいは口留番所があり、ここを通るには往来切手あるいは手形が必要であった。それは仲間組から町の肝煎に願いで、富山藩から発行された。往来手形は、行商先、宗門改、海陸関所改等について記載するのが普通であった。

これは、単に領域内の通行のためではなく、領内での営業のために所持すべきものであった。この「往来手形所持いたさざるものは商業相成り難く候」とされた。そして「他国商人すべて所持」すべきものとされた。組の年行司から町肝煎たままじりに提出して年ごとに交付をうけ、帰国すれば返納するものとされた。手代についても、帳主の名をまず書き、手代たままじりの名、その年齢をかいで往来手形をうけた。慶応元年八月の奥中国組の組内五人の往来手形下附の願の場合は次の通りであった。

願
跡(後之)

一 一人	美濃屋庄兵衛	手代 庄助	四十歳
一 一人	美濃屋庄兵衛	手代 治三郎	式十八歳
一 一人	薬種屋善次郎	手代 清次郎	五十一歳

一 老入 葉種屋善次郎 手代 重兵衛 十八歳
新 願

一 宍人 才田屋忠平 手代 清兵衛 三十四歳
〆五人

右は私共組内、近年他国商人都て往来手形所持致さざるものは商業相成り難く候に付、御多用の御中御難題の御義恐れ入り奉り候えども何卒先達て通り、御奉行様御印の往来手形御渡し仰付けさせられ下されたく願ひ上げ奉候然る上は大切に相心得帰国の上返上仕る可く候……

丑八月

奥中凶組年行司

嘉兵衛 印

同加人 新 七 印

町肝煎 治 三郎 殿

同 甚左衛門 殿

同 善兵衛 殿

(『史料集』三二八〜九頁)

旅先藩に到着すると、商人たちは往来手形の改めをうける。売葉荷物についても、富山藩の御番所の送り切手の改めをうける。また行商の村々についても、村々を書いた許可書を受けた。行商が終れば帰国手続きをすることとされた。旅先に定住または滞在することは許されなかった。

旅先藩の免札は、一年限りが普通であったが、数年間の場合も多かった。鳥取藩では、他国商人の入付を禁じていたが、文政十三年に五年限りの免札を受けることに成功した。藩への口銭の増加が条件であった。旅先領内営業のも

つとも確実な方法は、領内の株を譲り、うけることであり、薩摩では、文政のころ、加治木町の日高平八の売薬を九百五拾貫文で富山売薬商人が買いうけた。その四人廻りの資格を二六人足に増加して認められたと、薩摩組仲間示談定法書に記述している（『史料集』六三三頁）。これが薩摩組二六人足の由来とされる。

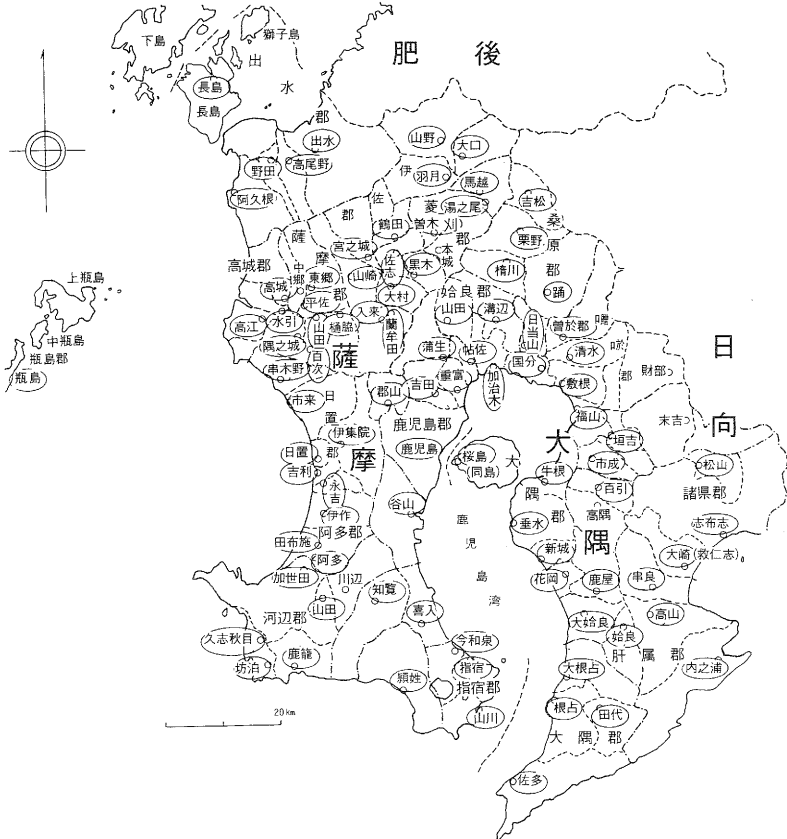
売薬商人たちの旅先領内における規制は、嚴重なものであった。その越年とか予定以上の滞留は、旅先藩においても、また仲間組においても許されなかった。旅先で連人を雇い入れたり、それは仲間組示談書にも規定された。即ち、旅先から妻を娶ることも、また智養子に行くことも禁じられた。仲間組からの人的統制は領域的規制に強く関連されていた。さらに旅先の滞在の無駄な引伸しを禁じ、両替も目立たないようにして一店では行わず、「成るべく忍びやかに行くように心掛けさせた」、したがって旅先の人々との争いごとを極度に戒しめ、「公訴はもちろん御難題に相成る」ようなことは「堅く仕間敷」き旨と（『史料集』八五六頁）された。旅先での売薬代金の不払いからの訴訟は、かくて殆んどなかった。

四、薩摩領内の行商地域

いま、富山売薬商人が旅先藩内での程度の密度をもって町や村々を訪問していたかを調べてみよう。その集落の地名は、如何なる状態であったかを知るために『富山売薬業史史料集』と『富山県薬業史資料集成』の大部の二つの史料篇から、藩政期の地名を克明に拾いあげてみた。史料が比較的によく整っている薩摩藩の本土について念入りに取りあげると図のように百をこえる集落名が得られた。これを『角川地名辞典』の「近世郡郷図」に落してみた。富山売薬商人の入りこんだ町や村は、地名を囲んで示した。図にみられるように大部分の地名がこれに当たる。僅かに

近世薩摩の郡郷図

第二節 行商地域の全国的分布



(『角川地名辞典』より)

国境の日向との近辺で、財部たからべと末吉、山中の川辺それに大隅半島の高隈など数個の村が入っていないことになる。薩摩では殆んどの集落に入りこんでいた。



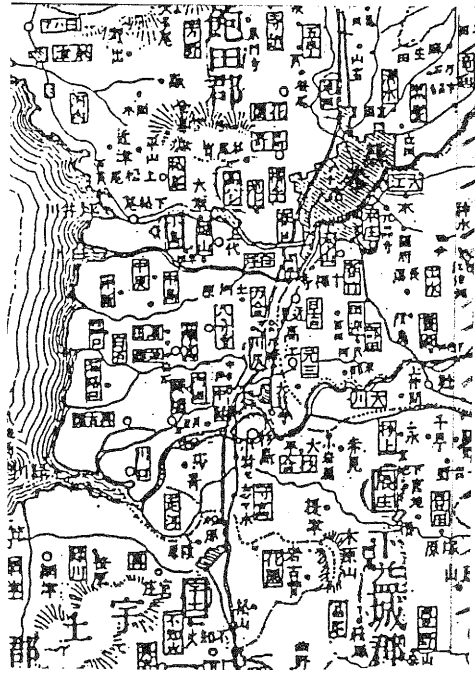
富山売薬商人の天草地方訪問先の村名

なお、藩は異なるが、同じく九州の天草島についても、その訪問の地名は相当に多い。また同じく肥後の熊本地方についても、史料が多いとはいえないが、それでも訪問先の村名を囲めば、凶の通り多い。

次に、旅先領内の行商地域については、旅先藩の許可と共に仲間組において明確に規定されていた。薩摩藩内に行商した売薬行商人は、二六人脚であったが、その一人ひとり、行商地域は指定されていた。例えば、組頭の能登屋兵右衛門は、「国分、鋪根」であり、宮嶋屋専蔵は、「始良、高山内ノ浦」であった（『史料集』六三三―三七頁）。

行商地域は、町役所と郡中によって示された。例えば小倉領に出かけた売薬商人の活動は、その商人控帳である「小倉記録」によれば、弘化ごろの「小倉郡中売薬免許名面」をあげて、郡内の売

富山売薬商人の熊本地方訪問先の村名



薬人の人名と配置する売薬名を記録している。そして「売薬人一人一脚について、小倉城下三人脚、山浦一人脚、企救郡一人脚、大橋二人脚、椎田・上毛二人脚、田川二人脚の計一人一脚が行商地域を指定して形成された（『史料集』一〇七五頁）。

こうして行商圈は、一人ひとりの行商の広さとして形成され、毎年継続して成立する。商圈は一般に大商圈のなかに、またいくつかの小商圈を含んでいるように、行商圈の場合にも、いくつかの商圈が重積し、さらにそれらが相互に連鎖しあうことが多い。町や村に何人かの行商人がそれぞれの得意をもって、そこに入りこみ、各行商人は得意先の強度に集積する地域を中心に行商する。そこに定宿を決め、行商の根拠地を設定する。行商人が組頭ないしその幹部であれば、旅先藩との交渉に当り、また行商人たちの仲間組の中心として組合の管理に当る。仲間組の中心の根拠地が、その全領域を包含する大商圈を統制することになり、商圈を階層的に構成してゆく。しかも各売薬行商人は、一定地域の行商が終了すれば、それぞれ以上の関係を維持しながら、根拠地を移動して、定宿も移転する。こうして行商圈は重積と連鎖の関係が成立することになる。

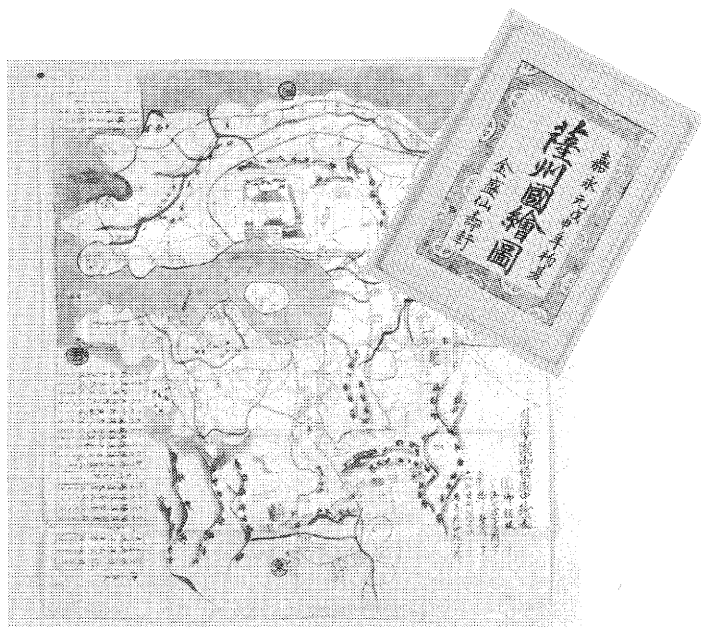
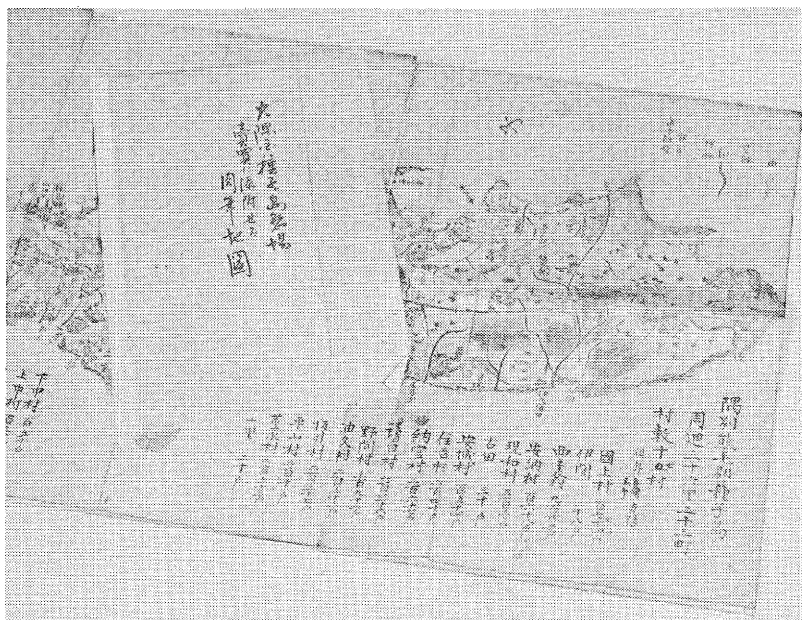
行商を営む職業の継続のこのような階層性については、阿波の国の東南端の阿部村の海産物の行商にもみられ、そ

れは阿波の領内では、その中心的都市である徳島を中心とした交通路に沿って発展したのと同じである。行商はあまりにも辺鄙な村は好まれない。瀬川清子の『販女』にも「長門の島々をまわる綿うりも行商は半開の町のまわりがよい」こと、また「房州の農村をまわる大和の薬屋」も、これを熟知して行商している（瀬川清子著『販女』一八五頁）のも、このことを示すものである。

なお次に、個々の売薬商人によつては、その事業を拡大、発展させることが望まれる。これには、新たに得意先を一軒ずつ増していく新懸しんがけと他の懸場をまとめて買い入れる方法がある。新懸は新規の開拓であり、苦勞と忍耐の要る努力そのものであつて、新規に薬を配置するのである。最初は、必ずしも薬の配置が優遇され、好まれるわけではなく、また服用分の代金についての集金の確実性、さらには使用量そのものの定量性も明確でないことを見越して、新懸を試みるのである。これに対して、既成の得意先の懸場を買い入れることは、一定の投資額が必要であるけれども、実績が出ているので比較的容易に経営の拡大が可能であつた。

いずれの場合にも、その地域の実情の正確な把握が必要であり、そのもつとも簡便な指標は、戸数ないし人口の多少であつた。それで懸場の売買に際しては、地図を付し、それにその町や村々の地名と戸数を加筆し、交通路を記入して、購入者に地域の実体を簡略に明示する方法が採られた。別記の地図は、薩摩売薬に活躍した富山の金盛長蔵の文書である。表紙に「大隅国種子ヶ島懸場売買に添付せる肉筆地図」とあり、種子島の地図が描かれている。行商に役立つように、「周廻三十六里一十三町」とあり、村の名称とそれぞれの戸数が明確に分り易く別記してある。そして島の地図は、「子、午」の方向、各村の分界、道路、さらに神社、河、水田などが記入してある。この手書きの地図を見ることによつて、新たな得意先の行商圏が認識でき、これを依りどころにして行商の道順が計画でき、経営政策が打ち立てられることになる。行商人たちの旅先の行動は、このようにして押し進められた。下の薩州国絵図も同じ趣

第二節 行商地域の全国的分布



旨であり、彼らの行商は、事細かに綿密に企画されて、形成されたのであった。

五、薩摩藩における売薬配置計画

富山売薬商人の配置行商は、行商圈内の各戸数において、如何ほどの普及をもったものかは、明らかにすることは難しい。しかし幕末の嘉永三年（一八五〇）に鹿兒島御製薬掛（かかり）に富山の売薬商一六人が呼ばれて、藩の御製薬方の薬の配置計画に協力するように依頼されたが、この案は一つの参考になる。その際の藩の案では、

惣籠（かまど）数六萬八千七百軒程

右に付百軒に拾軒の入付にして

六千八百七拾軒

（『史料集』七〇四頁）

と普及度を考えている。即ち一〇軒に一軒の割の配置戸数がそこに示されたのは、一つの指標とみることができると富山の商人の例を参考にして計画されたと解されるからである。

同様にして、配置される薬品名とその価格についても、案が示された。

御製薬直段左の通

一 振 薬 一 貼 一 樟 腦 膏 一 匂

代廿四文 代八文

一 風 邪 薬 一 貼 一 薄 荷 圓 一 匂

代十六文 代四十八文

一如神丸	一包	一真珠丸	一包
代八拾文		代三十式文	
一一角丸	一包	一奇應丸	一包
代六拾文		代四十八文	
一虫下し薬	一貼	一紫金錠	一包
代廿四文		代四十八文	

〔史料集〕七〇六頁

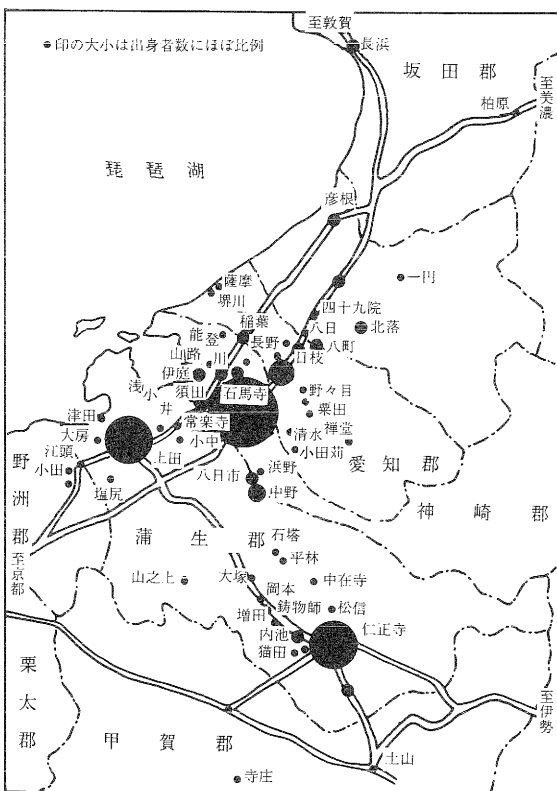
当時的一般利用の薬品名と庶民的需要の価格と解せられるのであり、富山売薬の場合もこれに類するものと推察される。この案は十分に実現をみなかった。

六、近江商人との比較

同じく全国行商をなした近江商人の活動を次に見よう。これを比較することによって富山の売薬商人の特性が一層明かになるであろう。江戸時代、とくにその中期の元禄のころには、海陸の交通が整備され、商品経済が発達して、全国的な規模における商品流通が見られ、全国経済が成立した。この中で、従来からの地方的範囲の行商のほかに、天領や広く諸地方の僻地にも行商を進めた二つの全国的な行商人が存在した。一つは近江商人であり、他の一つは富山売薬商人であった。

近江商人は、江州商人とも呼ばれるが、その名称は、近江国（滋賀県）の出身の商人たちが、全国を行商して歩いて

近世近江商人出身地図



いる間に、他国の人たちによって付けられたものとされる。近江から外に出かけて行った商人を、その出身の国の名にちなんで呼び慣わしたものである。それは同時にその独特の商法や性格などをも含んでいるようである。

近江地方は、琵琶湖の南東岸にあつて、京都、大坂というわが国の政治、経済、文化の中心に近い位置をしめ、ここから東国や北陸地方に通ずる交通の要路に当たっている。琵琶湖自身も古くから物資の輸送ルート

として重要な役割を果たしたが、この地方もしたがって商品流通の要点でもあつた。なかでも行商人が多くでるのは、図にあるように、蒲生、神崎、愛知のいわゆる湖東三郡であつた。その活動は鎌倉時代に始まるが、最も発展したのは、江戸時代であつた。

中世の近江商人の進出先は、東は美濃、南は伊勢、北は若狭、越前そして西は京都方面であつた。美濃からは紙を仕入れて京都に運び、また伊勢や北陸の産物を仕入れてきて近江、京都に売りさばいた。この頃の行商形態は、商人

が集まって隊伍を組んで、商品は足子あしこや駄馬を多く使って運んで、護衛をつけた隊商の組織であった。

近世に入ると、その行商範囲は大きく拡まって全国に及んだ。鎖国前には、八幡商人のように、安南やタイにまで進出する者もあつた。行商範囲の拡大には、諸種の因子が加わつた。日野城主の蒲生氏郷が天正十二年（一五八四）に伊勢に転封、さらに会津に移され、日野商人や工匠はこれに従つて移住したり、また日野と会津の間を往来する者もあり、日野商人が東北に進出する要因になつた。

また八幡は豊臣秀次の城下町として栄えたが、文祿四年（一五九五）に廃城となり、沈滞した。この趨勢の挽回のために、八幡の商人たちが行商を始めることになつた（江頭恒治著『近江商人』九九頁）ともいわれる。近江の彼らの出身地は、稲作が卓越するが、小さな盆地が多く、経営面積は狭小であつたことも、外に出て働く行商を助成する基盤であつた。

これら近世の行商は、中世のような隊商形態ではなくて、個人個人が天秤棒を担いでの「持下り商内もちくだりあきなひ」であり、その商品は、甲賀・日野の売薬、日野の塗物、八幡・長浜の蚊帳かや・畳表たたみおもてなどの近江の物産を売り歩き、帰路には、その土地の産物たとえば茶、繰綿くわ、紅花べにばな等を仕入れ、これを売りつつ帰国した。

その行商先は全国に及んだが、中でも重視されるのは、東北地方であつた。上方から繰綿、綿布、古手などを運んできて、紅花、紫根、麻芋まぢよ、生糸を持ち帰つた。なお北海道に進出した者は、初めは本土産の日用品を運び、こんぶなどの海産物を上方に持ち帰つた。ついに大坂は、こんぶ加工の名産地になつた。商人はやがて、北海道で漁業を始め、松前藩



の場所請負人となり、アイヌ人を雇い入れ、漁場の開発に努めた。彼らはまた両浜組という仲間組をつくり、松前藩と交渉して、通商上の便宜をうけた（菅野和太郎著『近江商人の研究』）。

彼らは、農山漁村の隅々にまで入りこんで行商活動を続けた。天秤棒で商品を担いで歩くことから出発した。夏が近くなると、農家にまず蚊帳を預け、秋にはそれを集めに行つて、そして貸し料を取つた。やはり先用後利の経営であつた。彼らは機を見るに敏感で一定の資産ができると、こんどは要地を選んで出店を開設した。江戸、京都、大坂をはじめ、全国の各地に出店を開いた。ここを基地にして周辺に行商した。中でも大きく成長した者は、行商形態から派生して、新たに旅先に安定してしまつた。そして店舗商業を営み、問屋業に拡大し、支店網を通じて相互間に各地の産物を回漕した。江戸の日本橋付近、大坂の船場付近の問屋街には、近江商人の出身者が多いことが特色である。また関東地方に出かけた者は、醸造業を興し、酒、醬油、酢などの製造をしたりした。さらに富裕な者は、質屋や金貸、そして中には大名貸に手を広げ、彦根藩や福井藩、仙台藩などの諸地方の大名に数十万両などの多額の貸付けを行つた者もある。

彼らは、質素儉約に徹し、困苦欠乏に耐えると共に、商機を掴むに敏捷で、商魂逞しく、商売に徹底した。明治以降のわが国の有名商社のうち、近江商人の系譜をひくものが少なくない。その経営は、本家と旅先の出店を分離して独立採算制をとり、丁稚制度の中で鍛えた手代や番頭を経営に当たらせた。これは経営規模の大型化と共に資本の分散、業種の多様化に役立ち、危険の分散と収益の平均を狙うものであつた。

とくにその会計帳簿は、本家と出店また遠隔地商業の経営に役立つた。記帳方法も非常に進歩して、日野の中井家では、大福帳から進んで複式簿記の借り方、貸し方の記帳がつくられてゐた（小倉榮一郎著『江州中井家帳合の法』）。

商人は、大規模になると、奉公人に別家・分家を創設して、自らは本家となり、親族関係を結び、一族の強化を計

った。また中には、家訓あるいは家憲をつくって、家族および子々孫々に、経営の理念と商業倫理の規範を伝えた。そこに共通するのは、質素、儉約という禁欲主義の徹底と正直という商人道德論および利潤追求の抑制論であった。

なお、世俗的な言葉に「近江泥棒、伊勢乞食」という語があるが、これは近江商人、伊勢商人のたくましい商魂の表現とも解せられる。また天秤棒を担ぎ、苦勞を重ねながらも、身一つから短期間に大きく飛躍または成長した商人たちの生きざまの歴史を物語るものとも解せられる。行商を主とする富山売薬商人と近江商人が、全国を股にして歩き続けたその主流が、時代を同じくして存在してきたことは、興味深いことである。一方は、くすりの配置行商に徹したけれども。しかしそれぞれの形成過程と發展傾向を今後は、経営戰略面のみでなく、さらに広く、その背景とか、社会とか、文化などを比較文化論的に究明することが重要であると思われる(植村元覚稿「富山売薬業の發展傾向」)。

近江商人は、八幡を中心とした八幡商人、日野とその近在の出身者である日野商人などと総称したものである。江戸時代後半期に活躍した近江の売薬商人は、日野商人がその代表であり、全国的な行商と結合して売薬行商に形成された。日野売薬は正野玄三が売り出した万病感応丸を中心とし、元禄十四年に創製され、行商によって拡められた。はじめは配置と現金売りの双方によったが、享保ごろから配置制に集中した(下村恵一稿「近江売薬の起源」)。近江日野郡志、卷中、第十篇、工業誌によれば、その製造は、家内工業の経営によったが、最盛期の明和年間に、正野家には、製薬職工は百人を超え、次に高田家は四十人に及んだといわれる。そして寛保三年の合業仲間の請書に連署した日野の業者は一〇九名を数えた。はじめ日野で生産された漆器を行商したが、のち売薬が主な行商品となった。製薬業者は富山売薬の分散的零細企業であるのに比較して、少数の業者に集中していた。

行商のほかに京都・江戸・大坂・松前等の活躍地には、多くの取次店を設けた。大坂にでて売薬の製造販売に従事した近江商人は、日野屋の屋号をつけて日野出身であることを示した。『大阪商業史資料』卷十に唐和薬種問屋仲買や

和薬種問屋のなかにその屋号の家がみられる。松前については「安永二年八月八幡町の人にして、古くより松前商人として名高き西川伝兵衛の松前藩への願書によれば、初代玄三が売薬を始め、元禄年間より松前領内には一手販売の契約ありしに、宝暦四年より大坂の薬種商近江屋太右衛門、日野屋惣五郎の二人より玄三の製薬を松前に送りて発売するにより自家の既得権を侵さるるを訴へ、明年五月を限り、右大坂二店の売買を停止されん事を請へり。而して二店の発売を停止されし後は江差、箱館にも取次店を設けて玄三製薬の普及を為すべきを云へり」と日野郡志にあり、近江商人の出店で売薬が販売せられた。

近江売薬人は松前・蝦夷地に進出したが、この新開地の蝦夷地は、富山売薬人も伸びようとしており、市場奪守の競争が激化した。安政五年四月の富山売薬人五名が、富山町肝煎宛に東西蝦夷地行の売薬に、助人六人の新足を願ひ出て許可されたが、それは「此儘に仕置候而は旧来之得意等追々引越候もの不残江州等売薬人之得意に相成候時は私共商売漸々衰微之場に至……」る可能性が強かつたからである（『史料集』一二六五頁）。

しかし富山売薬人と協同したこともあつた。慶応元年、富山・高岡売薬人惣代より、越後福岡代官宛に売薬人の免許を願ひてで許可が下された際、売薬師十八軒、手代六十八人の名前を書き上げたが、このなかに江州日野の竹村林蔵と手代三名が入っていた（『史料集』一二三七頁）。協同して領内の売薬免許に努めたものと推察せられる。

七、大和売薬商人との関係

大和は名勝古蹟に富み参詣者が多いので、ふるくから土産物あるいは道中携帯品として、売薬の陀羅尼助が製造販売され、また薬草園が経営されていた。売薬行商から活発化した時期は富山のそれと大差はなかった。大和盆地の南

端の高取町を中心に分布し、行商圈は近接する京・大坂など近畿地方を中心としていた。耕地が狭く、稲作の農閑期の余剰労力の商品化過程に行商が利用されたと考えられる。乾燥気候で薬種の日干にも適した。その行商圈においては富山売薬行商人は他国商人と同様に彼らと経済競争あるいは市場獲得の闘争を避けることは困難であったと推察されたが、時には、両地方の売薬行商人が協力したこともあった。慶応二年七月、越中国富山総代と加賀領総代が連盟で、大和国薬屋と仲間取締議定書をつくった例がある。ここでは富山売薬商人は加賀領売薬商人と協同して、大和売薬商人と協定を結んでいる。

わが国の売薬行商は、越中を第一とし大和、近江の三者が江戸時代からその行商範囲、営業者の数などでもっとも大きなものであり、大和売薬との二地方の売薬商人は、行商地域で競争をさせて両者間につきのような協定をおこなって、ともに行商圈の保持につとめた。

仲間取締議定書印帳

慶応二年寅七月

大和国薬屋中

議定書

一、合葉渡世の儀は、元来先師の遺方家伝の本方を以て薬料を定め売弘め来り候処、年々薬種并に紙類殊の外高値に相成り、其上米価高値について之荷物運送料共莫大に相嵩み前代未聞の時節柄、所詮渡世相続も出来がたく、依て一同評定の上、是までの売値より諸薬都て三割上約定に取極め、薬味撰扱の上品入念調合可致事、

一、従来御公儀様より仰出候不正薬種・毒薬等決して取扱申し間敷候事、

一、近年類薬数多出来、仲ヶ間にて類薬・表判・目印等其だ儘返し調り致し甚粉敷相成誠に困入申候、自分門名

たりとも文字筆法替不紛候事、

一、合薬渡世商とは申ながら、人間病苦を救ひ一服一粒にてその苦患を遁れ候程の品に候程の品に候えば、大切に修合可致事、

一、得意先にて世利売、下売、虚言、悪口申触し候族も有之旁々承り、向後相慎み、苦し心得違にて得意先に左様の儀慥かなる証扱捕はば、仲ヶ間参会の節一同より其廉屹度取締可致、其節の諸入用は其人より出銀可致事、

一、都而是迄先より差入居候得意先に、跡より参り同名の薬は勿論何の名印の薬たりとも、卸並より値下げに致し薬売り込み候儀は決て致間敷候、若し心得違の方御座候はば取締の節諸入用は前同断の取計方に可致事、

一、諸国得意先にて互に置合せに相成候時は、他の薬を誘り自分の薬を高めんといはし候儀決して不相成、互に差支無之様可致事、

一、仲間内召使ね奉公人先主に不奉公いたし、又は得施先にて不実の働きたし、主人に厭れ暇差出し候もの、外方に召遣ひ呉れ候様直に参り、又者仲人を以て頼に参り候族者、先主に懸合、速かに差支無之趣相答候はば勝手に召遣候事、

一、仲間召遣の奉公人給銀の儀は一ヶ年に

上奉公人 銀五百匁

中奉公人 銀三百五十匁

下奉公人 銀二百匁

右通り相定め候事、

一、仲ヶ間置合先にて、他の薬売切明袋に相成有之、其袋引上げ、自分の名前の薬と入替候様も有之、左様の儀

は決て致間敷候事、

一、旅中に於て、酒亭遊興に耽り実博杯に携候もの見聞及候はば、急度意見を加へ、不用に於いては帳面・荷物取揚、国元に申遣すべく候事、

一、旅中宿において頓死・頓病・長煩・其他如何様の儀出来候とも近辺見聞次第早速馳付、成る丈け世話相互に可致事、

一、定宿の儀は申合せ、其所に同宿可致事、至て都合不宜候へば勝手に可致事、成る丈一宿に泊り候へば、廻り人より始末行届申候様可致事、

一、右仲ヶ間取締候上は、一ヶ年一度づつ差支無之様参会可致、其範不参の御方は参会諸入用一統割懸け可申候、右箇条の趣一致承諾候上は、相互に正路に渡世可致事、若し仲ヶ間の内他国へ出、心得違を以て前条一ヶ条にしても約定取崩もの有之候はば、仲ヶ間内より取締所へ差遣し急度取締可申候、右に付諸入用の儀は不法人より急度弁銀可仕筈、為後日仲ヶ間一統取締議定書連印仍て如件

慶応二年寅七月二十九日

米 田 丈 助

外七十一名

越中国富山総代

松 浦 清 助

東 谷 安 次 郎

安 田 惣 七

加賀領総代

高田甚吉
松井栄吉

〔史料集〕一九七一―四頁

このようになわが国最大の両地方の売薬行商人の間の議定書の内容は、価格の協定および薬品の三割値上げの取極め、不正薬種・毒薬の取扱禁止・製造の吟味・せり売値引きの禁止、またその価格の値下げによる旧配置薬の駆逐禁止、さらに行商奉公人の賃金の部類別規定の協定におよび、富山売薬商人の仲間内の示談にも似た規制を、他国行商人と協定している。ただし重置を禁止しないのは、仲間内の規定のすべてが嚴重に禁じたのに対していちじるしい性格的な相違を示している。

両地方の行商人のこの協定は、定住的店舗商人の仲間規定が一定範囲の地域的協定であるように、文面の趣旨からある範囲の地域にわたるものと推察される。この協定によってすくなくとも双方の売薬行商人は行商地域について相互の利益を尊重しあつて利益を協定して行商を行い、旅先における他国商人としての活動を維持しようとしてつとめた。この協定の実際の効力およびその有効な範囲と期間については、資料がみられないので、あきらかには断定できないけれども、両者の協定は極めて重要性をもつものといわねばならない。

第二節 仕

入

一、原料薬種の流通

近世では、専門の商人のもとに、取引範圍の拡大とともに、蔵物・納屋物・舶来品の系統化・組織化がすすみ、商品別、地域別の卸売り・小売りや加工問屋が継続的に営まれ、所謂「商人商業の時代」(宮本又次『日本商業史概論』二五五頁)が出現した。暖簾のれんや看板・屋号、そして若干の使用人をもつ店舗商業が進展した。この間に近江商人や富山売薬商人らは領域経済と藩際経済の複雑な関係を巧みに利用して、領域をこえて全国的に活躍した。ここでは富山売薬商人の仕入れについて、とくにこの拡大した取引範圍に対応しながら、その経営の特色である全国的行商の形態においていかに注意を払ったか、品質の良否に深く関係する原料をいかに蒐集したか、そしてその仕入費は如何様に構成されたかを記述するものである。

富山売薬業において仕入れの対象となる原料薬は多くは支那から輸入せられ、製法はいわゆる漢方薬のそれによるものであった。当時のわが国の売薬業は、もっぱら原料は和漢薬を主剤とするものであった。富山地方には全国的に行商販売するのに十分な売薬業の諸種の原料の産出はなかったため、これらは多くを領域外から求めねばならなかった。富山藩では、藩主自ら本草学を研究し、薬草園を整えたが、全国に配置するのに間に合うほどの原料薬の生産はなかった。この地方では熊膽ゆうたん、黄連、蕎麦、赤小豆、甘草類と包装材料としての紙の産出があったが、これらはわが

国の諸地方にしばしばみられるものであって、それぞれの地方的需要をみたすにすぎなかった。

売薬はその銘柄の品名は同一であっても、その原料薬種は、時代によって変わった。いま富山売薬として最も本源的な、そしてまた販売量の多い反魂丹についてその原料薬の変化をみよう。薬方薬は時代により、製造する業者により、また原料の価格の騰落により多少の差がある。たとえば『富山売薬業史料集』に載せられている松岡和兵衛の製薬について寛政七年のものと、文化四年のものとを比較してみるならば、主要な原料薬は可なり類似しているけれども、明らかに調合の分量と原料薬種の品名に若干の差があるのを認めることができる（『史料集』七三頁）。

漢方薬法による製薬には、各種の薬種の調合如何による効果が近世医学史上の中心的課題であり、分量の調合はその薬効果の立場からと、原料薬の仕入原価の騰落からの経営的立場との両方面から、常に注意され研究されていた。

反魂丹もこのような立場から前述の地方産の原料薬を含めて「二十三味」が調合された。これらのうち原料薬の名称の上に唐木香、唐黄芩^{わうこん}、唐胡黄連、唐大黃、東京縮砂など支那や安南などの産地名をつけて呼ばれたものがある。このほか乳香、麝香、枳実^{きし}、龍腦等も主要な原料であつてほとんど輸入によるものであつた。一説にはその原方は支那伝来のものとされ、李朱医学系の薬剤といわれる。簡単にこれらの数個の原料薬について当時の商品地理学的考察を加えるならば、岸政雄著『売薬商品学』（『同書』七三頁）の記述が参考になる。これに依れば、まず乳香は支那人が黄煙料として之を廟前に薫焼するものであり、麝香は中央アジア、ヒマラヤ地方や支那に産する麝香鹿の牡獣の麝囊中に包含する分泌物である。また枳実については原産地は未だ明らかではないが、私産なしとせられる。龍腦はスマトラ、ボルネオに産する喬木の龍腦樹から取られ、牛黄^{ごおう}は支那、印度、ペルシャ等に産する山羊、牛等の膽囊中の凝結物である。

このように乳香・麝香・枳実・龍腦・牛黄等の反魂丹の原料薬は主として支那及びその南方方面に産するものであ

り、これが輸入せられて富山で製造せられた。その他、奇応丸・一角丸・感応丸等が名をしられ、また数十品が販売されたが、その原料薬も右と同じように、輸入原料が重要なものとして存した。まさに「唐の物は薬の外はなくとも事かくまじ」と云われるほどに、実際では薬は支那からの輸入によらねばならなかった。

こうして原料薬は、とくに富山売薬業について海外依存が顕著であった。また幕末には和蘭医学の国内進展の気運にあわせて、蘭方奇応丸、蘭方瘡薬、蘭方薄荷円等が製造せられ、——その具体的製法については明らかではないが——弘化のころ小倉領六郡中にこれらは免許せられていた。

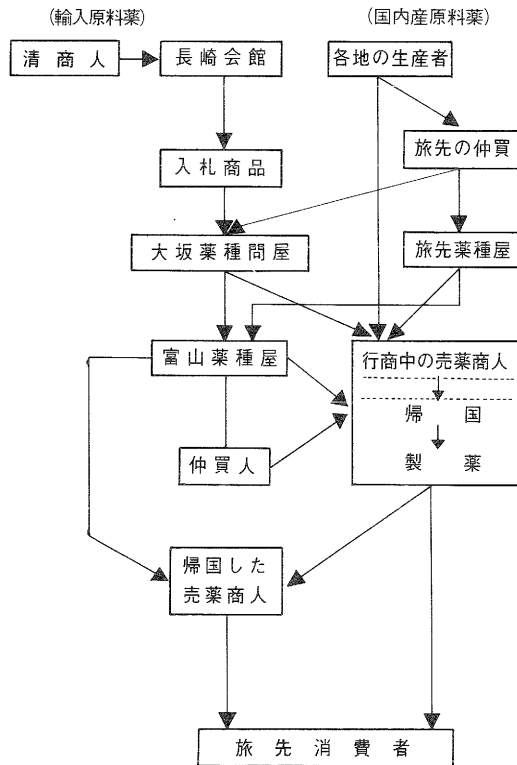
富山藩においては、売薬業に対する領主的商品経済の立場から、これら原料薬について統制、監督に心をくだし、藩内では反魂丹役所の所轄に属せしめたが、ときには直接に長崎に向いて吟味した。「前田家文書」(富山県立図書館蔵)のなかの「町吟味所旧記之内抜要」全にみられ、文政ころ富山の布目屋を長崎へ派遣したのもこの趣旨にほかならなかった。すなわち、文政十二寅年四月六日、町人会所より「材木町布目屋半四郎薬種物の義に付、御下役方等より御内御用のため肥前長崎へ派遣候に付」往来切手が発行された。

当時、輸入は長崎会所を通じて行われ、長崎から国内各地に運送されたが、そのうち大坂には最も多く運ばれ、無手板物即ち積荷目録のない唐薬もすくなくないようであったが、大坂は国内品とともに輸入品の集散地でもあった。

「商人生産鑑」には「大坂は繁華の湊にて諸国より入船多く……何百艘というかずを知らず、大まいの諸代ものを引詰め売捌き又此明船に諸代物を積み替え、江戸其の外諸国へ積くだし(中略)国々を賭ひするゆへ、江戸より取引き大なり、唐物、薬種、荒物共大方大坂にて捌か」(『日本経済叢書』巻七、五〇三頁)れるものであった。

かくて富山売薬も原料薬仕入れの面では、ひとえに大坂に依存していた。もともと行商人はその行商により旅先で、例えば薩摩藩内では密輸入が行われていて、密輸入品を買入れたようであって、薩摩組では「いささかたりとも唐物

富山売薬商人の原料薬仕入図



仕入れた。九州方面では、原料薬の海人草を仕入れて送ったように、各地方々々から蒐集することができた。行商圏への道中で買求めて国元に送ったり、ことに用済みの薬の荷箱に入れられたり、またその帰国の際には空になった売薬の荷箱にこれを入れて富山に送りかえした。こうして仕入原料は物資の集散地である大坂・江戸をはじめ、信州・大和・京都・加賀などからも買い集められた。旅先の道中は、適当の場所、時期、価格や品質を考慮して、原料薬を仕入れるのに役だった。この原料薬の仕入れは、本来は薬種商の職務である。この著名なものは、既に寛永の頃に成立した富山の町の中田茶の木屋があった。

は申すに及ばず、御国産等すべて売物之品取扱い申すまじく候、万一心得違いたし、故障これあるにおいては、……と、唐物の取扱いと自宅への運送を抑制する仲間示談書の禁止条項がしばしばみられた。このような禁止の項目は、他にも存在した。それがあるといふことは、反対にこれが必ずしも守られなかったと推察される。

和薬は国内の諸地方に産し、売薬業者はその行商を利用して旅先より

しかしこの産業が盛んになるにつれて行商人たちのこの蒐集機能は次第に富山の薬種屋によって果されるようになった。すでに宝暦ごろに、薬種屋から選ばれた仲買人において、藩は配給過程を統制したが、文化五年（一八〇八）に藩から株ぎめをされると、その経済統制は彼らの手におさめられた。原料薬種を精選・吟味することがこの産業を発達せしめる基本的条件であるためであった。それには同年の御勘定所からの町年寄への達にあるように、「近年上方廻り反魂丹商売人どものうち出口不正の薬取扱い候族相聞け候……もし相頭わるるるにおいては軽からざる越度おちとに候」と行商人に対する取締りと統制策が含まれていた。

しかしこれによって行商人たちは旅先で原料薬種の仕入れから手をひいて了ったのではなく、資本の大きな薬種屋の専門的蒐集機能に平行して行商人自身はやはり旅先から買入れ、同じく製薬に従事した。すなわち安政元年（一八五〇）の奥中国組防長向寄仲間改正示談書にも「彼の表において生薬売買の義は堅く不成候。勿論前々より御停止おとまり候……」とあるように行商人の原料薬売買業務は表面は禁じられても、この規制が存在すること自体からして、内々には守られていなかったようである。また彼らは国元で薬種屋から買入れて製薬を行うものも少くなかった。次にのべるように行商人の製薬規模の大きいものは、薬種屋と同じように零細な行商人に製品を販売した。別掲の図はこれらの諸過程を簡素化して表示したものである。

二、卸売薬商の仕入

仕入れは一般に中堅以上の売薬行商の経営者階層には、製造を前提として行われた。それは販売するすべての売薬を製造するのではなくて、自家製品に加えて薬種屋の製品を買入れて行商に出かけ、また自家製品を他の行商人に卸

売りする場合も少くなかった。比較的規模の大きい経営においては旅先から原料薬を多量に買入れ、自家の仕事場で製品となして他の零細な行商人に販売するのであって、むしろ薬種屋の実質をもつものも存在した。この場合も富山売薬業は近江や岡山の売薬業の場合とことなり、多方薬を建前とするので各経営者は特定薬のみを製造するのではなく、たんに特技としてあるいは秘事口伝として特定薬の製造を主とするにすぎなかった。以下、これらの仕入れの形態と様式についてその主なる過程を明らかにしよう。

(ア) 大坂より仕入

漢方薬が支配的である当時では、原料薬は大坂の薬種問屋から買入れられる輸入原料が多量に使用された。仕入の総額あるいは品目など経営の実態を示す資料は得られないけれども、断片的な買付書が僅かに残存するのみである。富山売薬商人として九州や出雲に行商圏をもつ阿部家の所蔵になる「永代簿」では、文久二年（一八六二）に富山室屋大助が大坂に行き、数軒聞きあわせ、船場の鍵屋市兵衛から仕入れた。その買付書（『史料集』二八四頁）には次のような各種の原料薬が記されている。なお室屋の一族は売薬業者として著名であり、明治に入って阿部の姓を名のり業界の中心人物が輩出した。

八月卅日、大坂より太助、書状をもって申越しの写

八月十二日着致し、夫より数軒聞合わせ候ところ、鍵市殿方宜しく候に付、買付け左之通り。

木 香 五十櫃びび 一二五

（根脚々）
兵郎子 五十櫃 二六〇

青葉 拾櫃 四五
 益智 五櫃 六五
 龍腦 廿箱 一七八
 此分岡廻し

ノ五品

右荷物上船参り候はゞ、急々積入れ申し上げ候、已上

文久二戌八月三日

室屋 太助 様

セメンシイナ 八斤 二三五

粉 大 黄 壹斤 一五五

先つみ、青葉 壹斤 二三五

ノ三品

太助様へ御渡し申上げ候、已上

此の分塩喜殿へ引き合わせ申候上の事に付、鍵市より塩キあてにて相送り申す事にあいきめ申し候事。尤先日大坂行之節、「キよりも書状相添い申され候事也。

右の室屋太助の活動については、内容はとくにその大量取引であり、卸売りのための買入れであった。
 なお当時の大坂の薬種屋は全国に販路をもっていたが、広島地方でも大坂と取引した薬種問屋のなかに道修町鍵どしやうまち

鍵市兵衛 判

屋半兵衛、淡路町鍵屋安兵衛の名がみえる、『広島薬業史』三〇頁。また（大阪市）『東区史』（第三卷経済篇）にも寛文六年の道修町薬種屋として大和屋、伏見屋、近江屋、福島屋、鍵屋などの屋号がみられ、鍵屋徳兵衛、鍵屋忠兵衛など鍵屋の名が八軒もある。鍵屋半兵衛はこれらの一族であると推測される（宮本又次、植村元覚『東区史』第三篇商業三六七―三七〇頁）。

(イ) 海 人 草

また富山売薬人阿部弥三郎は海人草五〇斤を安政三年（一八五〇）、小倉より国元の富山に送った。小倉領内に行商圏をもつ売薬商人であって、卸売りのことを通知してきた。即ち阿部家所蔵の「永代簿」には、

一、海人草 五十斤 尤、斤イナ匆ニ買入れ申し候、

但し、壺六斤也、

但し、大坂わら治出にて箱入り

右弥三郎小倉より相送り申候由、十二月七日庄助戻り、手紙来ル

覚

一、海人草 五十斤 尤（以下は右と同文につき略——筆者）

右之通、京都三度出に相送り申候間、宜しき直段ニ御売払遊ばされたく候、同様御頼み申し上げ候

十一月十九日

弥三郎

（『史料集』二四八頁）

海人草は和漢薬として重要な原料であるので、薩摩では藩の製薬ならびに取締りの機関の名称に「海人草役所」がおかれたほどである。虫おろしの効果があり、遠く九州から蒐集され、大坂・京都を経て仲使いによつて富山に送られてきた。

(ウ) 補助原料

包装材料としては、紙、貝、竹皮などの包装容器、包装紙が必要であつた。このうち貝は大坂や江戸から仕入れた。安政二年（一八五五）五月富山阿部弥一郎が金兵衛なる者を遣わして大坂の農人橋西詰西の尾張屋庄右衛門に、例年のように貝を注文して、その積送り方を請求した。その送荷の返信は次の通りであつた。

覚

正月十二日出	七千五百入	四俵
	六千	入 壹俵
同出し	六千入	三俵
四月十日	七千入	二俵
同出	七千五百入	二俵
同廿六日	七千五百入	二俵

右之通り御注文通り残らず積入れ申すべく候、以上

卯五月廿四日

室屋様

尾張屋庄右衛門 印

(『史料集』二四四頁)

また安政二年頃阿部弥一郎の貝の買入れと他店への販売の控を整理すると、

貝買入口

江戸分 八万四千貝 樽入 一四樽

二月廿三日 二万二千五百貝 七千五百入、三俵

同日 六千貝 六千入、一俵

三月廿七日 七千五百貝 七千五百入、一俵

六月一日 一万五千貝 七千五百入、二俵

〆十三万五千貝

右内入高向

五万千八百貝 内の分

三千七百貝 河口屋返済向

六千貝 水上屋かし

又七千五百貝 室与かし

又千七百貝 御本家様かし

又七千五百 室与かし

又七千八百貝也

七千八百二百貝

内にのこり有貝

〔史料集〕二四六頁

阿部弥一郎は嘉永三年に富山藩「御勝手方」より反魂丹方及び頼母子方上縮を命ぜられ、卸売りと兼ねていた。補助原料の貝について、買入一三五、〇〇〇のうち自家消費の五一、八〇〇をのぞいて五件が他店向への販売であり、それは二六、四〇〇を数えた。この表では自己消費の比率が高く、しかもその経営が大きかったことを推測せしめる。仕入先は、大坂、江戸などから、陸路あるいは水上交通によって送られた。他の売薬製造者への貝の販売数量からみる限りにおいて——勿論この表のみから決定はできないが、自家使用の絶対量の大きさからみて——他の経営とのあいだに生産規模に格差が著しかったと推察される。なおこの卸商の商品別特殊化および地域的特殊化への進展はみられないようであつて、行商人が卸売りを兼ねて各地から原材料を仕入れたのである。行商による資本の蓄積が単なる行商のほかに、原料薬種や包装材料の大量取引をなし、他の商人への卸売りの形態で行う局面に多角化したことは注意される。

紙は売薬の包装用に、また薬袋としても重要な補助材料であつて、領内の谷口集落として発達した八尾で生産された。売薬業として必要な紙は可なりここから供給された。町の背後の野積、室牧、仁歩、大長谷の四村のいわゆる野積四谷は、藩政時代以前から紙すきの村であつて、その産紙が八尾町に集まり、八尾商人によつて売捌かれたので、

八尾紙の名が冠された。なお八尾和紙が発達したのは、富山売薬業の発展に伴うもので、紙の需要が増加したことと密接に関連する。売薬を包装する紙や袋をはじめとして、帳簿や旅先に送る荷箱の内側や外側に貼る湿度吸収の和紙など、売薬業者が使用する諸種の紙の量は莫大なものであった。これによって、生産もめざましく発展し、野積四谷では「野積千軒」と称せられるなど、紙すきも多くなり、八尾町に三十数軒の紙問屋が軒をつらねた。和漢薬が中心であった間は、八尾和紙は栄えた。なお、すではやくも藩では、延享二年（二七四五）富山御俵約方よりの達に、「万魂丹商売は勿論駄賃持等に至る迄も紙類持参候義停止の旨」と統制され、旅先からの持ち帰りが禁止された。のちに紙会所を通じて売薬商人は買入れていた。紙会所には城下町の富山の十人紙屋とここに送る産地の八尾の仲買いが引受けたが、却って高くなり、売薬商人はこれに苦しむことがしばしばであった。弘化元辰年二月、富山藩「御産物方触」の中に「近年薬種並に紙類等高値に付、仕入向心得違いの族もこれある由……向後相改精誠……」とあるのもこのことを裏書きするものであった。紙もまた売薬商人の需要と安定した価格をみたすために大坂辺から送られた。若林元四郎の『富山紙業小史』第一編の明治元年ごろの「大坂表船積荷物諸懸り物左之通り」について、その中に「下り紙売捌直段」として、

元値段

一、拾四匁 薬袋紙壹束ニ付

但し忝篋たじハ四拾束入

外ニ五分三厘 入用

壹匁四分七厘 利潤

ノ拾六匁

但し 壺枚七文半 小売

元値段

一、拾五匁 同

外二五分二厘 入用

壺匁七厘 利潤

但し 壺枚八文 小売

とあり、売薬に使用される袋紙が記述されている。

このほか富山阿部弥一郎の大坂との売薬関係荷物の輸送のなかに紙が多量に加えられていた。文久三年（一八六三）小島屋治右衛門から受けた阿部弥一郎宛の旅行送り荷物代金書（『史料集』三〇七頁）のなかに丸紙や袋紙など七万枚が数えられる。

三、行商人の薬種屋よりの仕入

大坂をはじめ江戸、京都その他各地から原料薬種を蒐集した富山の卸売業者は、富山平野に分布する売薬行商の経営者に原料薬を配給した。原料薬をそのまま売り渡す場合もあり、或いは製薬して配置薬にして売る場合もあった。一般に行商人たちはこの原料薬を材料として自家において売薬製造を行っていた。明治三年の富山茶木屋清兵衛

より有沢屋和兵衛宛の「御薬種通」(『史料集』三三四頁「御薬種之通」)はこれを示している。茶木屋清兵衛は藩政時代は薬種問屋として繁栄をつづけ、その蓄積された商業資本を基として、明治期に入ると銀行業の経営にも入りだして多面化し、引き続き富山地方の財界の第一人者となっている。

また有沢屋和兵衛は行商圏を越後にもつているが、長く行商人として継続した家であり、残存する史料としては初期に属する天明七年(一七八七)富山町奉行より「反魂丹商売人共、毎春寄合ならびに其の組申分の品これ有る寺院等に会合の節……」の心得の通達方が当番町年寄に達せられたが、越後組のその御請印形帳に、その名がみられる。この後寛政頃の同家の売薬奉公人のこと(『史料集』一六〇三頁)、また文政のころ、富山の町の千石町有沢屋和兵衛より割賦物等猶予方の願書(『史料集』一六四頁)があることなど、可なり長期にわたって史料的に跡づけられる家であり、明治以後も日南田和平の名で富山地方では売薬業者として著名である。

茶木屋清兵衛⑩、御薬種之通、有沢屋和兵衛様

正薬直段覚

⑪ 一金三歩 巳年指引き残り

右之通り受取申候、已上、二月二日

三月九日

⑫ 一金三拾三両三歩式朱ト永壺匁五厘、身麝香、式拾匁式分

⑬ 一同六両式歩ト永式匁五分 才角、三十四匁八分

④ 一同五兩壹步三朱ト永三匁三分貳厘 唐牛黃、拾七匁五分

④ 一同九兩貳步三朱ト 真牛黃、貳拾匁

④ 金五拾五兩貳步・永六匁八分七厘

右の内 五月四日 貳拾壹兩 隨に受取申候、已上

五月廿九日 印紙三貫目印隨に受取申候、已上

此金拾九兩貳步壹朱・永三匁五匁五分二厘也、

五月二日 一六匁文 密棒・貳本

指引き 拾五兩ト貳匁分貳厘

右之通受取申候、已上 八月廿六日

覚

一拾五兩・貳百五拾四文 高

右代 官札拾五兩・印紙三拾匁、目違

指引 廿七匁 過上ル

(原割) 閏月二日 ④ 百廿文 セメンエン、五匁

(原割) 三日 ④ 百貳十文 同、五匁

第三節 仕 入

〔原割〕 印合 一百四十文 圓龍丹、十匁

〔原割〕 印合 一匁朱 出物解毒劑代、四十六匁五分

〔原割〕 印合 一匁 赤龍丹代

〔原割〕 印合 一匁 安神丸代

〔原割〕 印合 一匁 別藥、八品

〔合〕 金壹朱ト式 八十文

慥ニ受取

〔史料集〕 三三四—三三六頁

右の史料によれば、有沢屋和兵衛は身麝香・才角・唐牛黄・真牛黄など高価な原料薬のみを五十五両余りを買入れたが、またセメンエン・圓龍丹・解毒劑・赤龍丹・安神丸などのような製造されたものも若干ながら買入れたことが知られる。原料薬としては、このほかに数多くのポピュラーなものが使用されていたから、これのをみもって同家の一年間の取扱い量を知ることには出来ない。高価薬が知られるのみである。牛黄、麝香類の高貴薬は、ときには純金と同じように、或いはそれ以上に高価であり、行商人が旅先から買入れ持参することは輸送中の危険があり、またその品質の良否の鑑定には困難性があり、さらには何よりも藩のきびしい統制があるので、富山の薬種屋から仕入れるのが通例であつた。

四、行商人の仕入諸経費

行商人の仕入れは帳簿上で残っている場合は極めて少い。経営規模が零細であり、家計との分離が卸売業におけるほど明確ではなく、さらに仕入れは慣習的に仕入先と仕入量が一定していて、毎年大差がないところから業者のあいだにこれを帳簿に記述しないことがある。

(ア) 石州諸仕入帳簿

ここでは、そうしたなかで残存したむしろ珍しい例として、帳簿に筆一本にいたるまで細部にわたって記録された石見国に行商する水上屋清二郎の嘉永四年（一八五二）六月の仕入について考察しよう。この六月の記帳は、おそらくは春の行商が終り、次回の収穫期の秋をめあての行商の準備のために買入れた諸物品の総仕入高を示すものである。経営規模は帳簿によれば三人脚であつて、富山売薬業として中規模の部類に属して、富山売薬業の一般的傾向を推測することができる。帳簿では仕入の項目に必ずしも適当でないものがあるが、ここではこの帳簿に従つて分類することにした。水上屋清二郎は安政の頃、隣の雲州で阿部弥一郎の売子であつたことがある。この帳簿を項目別に整理して記述すると次の通りである。

「嘉永四年六月附、水上屋清二郎名義石州諸仕入之控」より

I 原料代	中屋薬種代
(イ) 薬種	二七九匁一分三厘
三朱卜四四〇匁七分九厘	六〇二匁一分八厘
茶木屋薬種代	二貫四三五文
油屋薬種代	金一兩ト一三〇文
能登屋	

五二四匁九分五厘 金具屋風薬代

(ロ) 補助原料

一五文	水油
三〇文	紅連鉛
八八〇文	かんざらし一斗代
六五文	生麩一升
二八〇文	胡桃四升
二五〇文	油三合半
二〇二文	胡麻油二合半
一九五文	生麩三斤
六〇文	生麩一升
二四文	飴一合
二二文	玉子二つ
五文	小豆粉
六七文	胡麻油 半合
三歩一朱	金箔 三六二枚
一貫文	反古薬 九六〇目
八〇文	名ばん

六 匁	金ふん	三〇目
二 両	銀くす	二一匁

II 包装材料代

即功紙代	三貫二〇〇文	吉沢屋
紙代	八一九匁三厘	中嶋屋
孫安油	五貫五一〇文	七升・炭代
貝代	三貫七〇六文	茶木屋
貝代	二貫三二〇文	
竹皮(二〇匁)	六〇文	
竹皮(二〇匁)	四〇文	
竹皮包	一貫三九七文	
竹皮百目	三五文	
III 消耗品および容器代		
判木代	五〇〇文	田中
〃	一貫五七〇文	今井
甕一つ	九〇文	からつや
棒盛五百目入	一〇貫文	福田
丁 <small>ちよう</small> 子 <small>ヒ</small>	五七匁一分四厘	奥田屋佐兵衛

曲物代	一貫〇九〇文
筆一本	五〇文
筆一本	三〇文
筆二本	五〇文
墨二本	一〇〇文
筆一本	一五文
筆一本	三二文
紅染絹三尺二寸五分	二一七文
赤紙六枚	一五文
折墨三百目	五匁一分
笹良	六文
墨鉢一つ	二五文
未野 ^の 一つ	六〇文
赤玉紙一本	二〇〇文
墨はけ一本	六〇文
糊刷毛一本	九〇文
杉揚枝七〇〇本	二六五文
小付一つ	五〇文

第三節 仕

入

筆 三本	九〇文
小付一つ	一貫目斗 二五〇文
桐油六枚	一貫二〇〇文
反魂丹かんばん一枚	四五文
かりやす	四〇文
下り紙 一束三帖	二三〇文
箱一つ	四〇文
万金丹箱代	三〇〇文
風呂敷	三步
薬袋紙三帖	四二四文
IV 勞 賃	
八七九文	奥田屋袋付手間
八六八文	松尾紙折手間
一三〇文	かうやく御役
四六九文	高嶋、組折手間
五貫〇二五文	松尾、丸薬手間
一 朱	諸丸薬手間
一貫〇七九文	浜子屋、袋付手間

一三〇文 清水膏御役

八四文 ひき手間七升代

二 歩 日雇

V 荷造および輸送代

籠 一〇 一貫七〇〇文

むしろ一五枚 三八五文

米たわら一〇 一二五文

岩瀬まで賃二駄分 四六〇文

縄代、荷造手間 四六〇文(但し四函ト小付二ツ)

荷物二函分運賃 二貫四〇〇文

合羽一枚 二朱ト五〇文

路金二人分 三両

VI 宣伝費

扇子 一歩

四〇きぬ糸 三歩

はり廿疋 一一匁

錦絵代 三歩二朱ト一三七文 粟山屋

VII 公租公課

名前連入其外入用 八五〇文

VIII その他

二貫八四二文 奥宗目薬、包糸手間

三〇文 さし目薬

二歩二朱 諸雑用

金 一〇両三歩三朱

銀 一貫九一〇匁一分九厘

此金 三両三歩一朱ト一五六文

並に銀 八四一匁一分三厘

此金 一両三分三朱ト一八文

錢 五九貫二六一文

此金 九両 一朱ト三五五文

合計 六四両三歩ト五二九文

以上の仕入帳の内訳をさらに整理すれば次の通りである。

I 原料代 薬種——薬種問屋支払 三二兩(茶木屋、中屋、油屋、能登屋)

補助原料——三兩

II 包装材料代——一六兩

III 消耗品および容器代——五兩

III 労賃——二兩

V 荷造および輸送代——四兩

VI 宣伝費——一兩

VII 公租——不詳

VIII その他——一兩

計 六四兩

(『史料集』一六九一—一六九八頁)

右の表のなかで原料薬を仕入れる薬種問屋の茶木屋、中屋、油屋、能登屋などは富山売薬業の発達と共に活躍し、明治時代にまで著名であった。原料薬の数量、品質、種類を定め、大坂をはじめ江戸その他から運送、調達し、保管する機能は薬種問屋において行つた。調達する時期の如何により原料の価格は大きく変動するので、問屋は旅先を行商して歩く彼らには、必要不可欠な存在であった。行商人のなかには、ことに資本の大きい者は、先にのべたように旅先から買い求めてきて行商人に卸売した者もあったが、資力の小さいもの、或いは特殊な薬品たとえば品質の良否の鑑識力が要求される場合には、どうしても問屋によらねばならなかった。一般に、行商人はこうして仕入をなし、売薬を製造した。先にあげた例から製造原価の構成比率を考察してみると次の表のようになる。

近世の一富山売薬商人における製造原価の構成比率（前掲の事例）

	金額	百分比
材料費	54両	84%
労務費	1両	2%
経費	9両	14%

しめるといふ驚くべき高さである。

以上において、富山売薬業における仕入について、機能別に類型化して二つの型の行商人について明らかにした。これは主として売薬行商人のなかでも、仕入と製造とを合わせて営む中級ないしは比較的大規模な部類に属する者である。さらには、第三の型として、製薬の過程は全く行わないで、専ら製造された薬品を、薬種屋より買入れて旅に出かける部類の者もいた。

単に一人脚というような零細な経営あるいは農村の兼業として営む者は、多くは薬種屋からその完成財の薬品を買入れて、これを旅先の需要を見越してまたは地域的に考慮して、いくつかの売薬を組み合わせて荷造りして旅に送り、たんに配置行商のみを営むものもあった。旅先を歩く行商人は旅先の地域性に鋭敏でなければならぬが、地域性を巧みに把握してその土地に適する薬の需要を考慮し、風邪薬や胃腸薬など各種の薬品の種類と量を配合した。

材料費は五四両、荷造および運賃、消耗品費等（燃料費を含む）の経費が九両である。六両余の総仕入額のうち労賃部門は僅かに一両三步余をしめるのみである。そのうち分業化した特殊技能家である丸薬師は、二人で三步一朱余、あと日雇は二歩であり、袋付二人、紙折二人、計四人で一步二朱弱であった。これに対して薬種問屋から買入れる原料薬種代は茶木屋、中屋、油屋、能登屋などから三二両一步一朱余に達し、総仕入高の半ば強に達している。さらに売薬の製造には、これをもとにしてその他の原料として銀くず、金ふん、油類、飴、名ばんなどを買入れたが、これらの補助原料は三両余である。

さらに紙、貝など薬品包装材料代は一六両であって、これらをあわせて五六両である。労務費二両に対して材料費の比重は圧倒的に高い。実に材料費は製造原価の八七%強を

またところによつては、たとえば小倉領では、弘化の頃、「牛馬引おこし薬」や熊本領では天保の頃「馬の薬」も取入れたりして、行商先の需要に細心の注意をほらうのであった。天保十三寅年八月、熊本産物方横目宛の免許外売薬の改めの件につき富山売薬人より差出した売薬名のなかに、肝涼圓、疝気薬、煉薬、御腹薬、麝香丸、萬金丹、齒痛散などと共に馬の薬の名があげられているのは、家畜の薬も取扱ったことと推察される。実は仲間規約では取扱禁止の項目にあげられている場合もあるが、これは逆にこれが使用されたことを示すものであろう（『史料集』八九二頁）。

要するに、売薬商人は次の行商のために需要を見込んで仕入れするが、その行商が終了し、帰国すれば、また同じように次の仕入れに取りかかる。記帳は仕入単位ごとにとまとめられていて一単位ごとに表示方法をとっている点に、その特長がある。一回分の仕入れごとに包括的に取扱われ、「口別計算」をなしているようであるが、一回毎に完了しないで配置を継続したのである。

(イ) 支出と仕入費

次に仕入費を売薬業経営における総支出の中でみるとすれば、仕入れのほかに旅先行商費、給料、通信費、文房具代、交際費、宣伝費などの諸費用があげられる。このうち売薬行商にとって、もっとも主要なものは仕入費と旅先に半年以上も滞在するための宿泊費であった。それは次の事例から推測される。時代は少し下るけれども、明治三年富山売薬人の越後組年行司から反魂丹役所への「一人足に付き国札拾五両宛借用方」の願書の中に物価騰貴による総支出額の増大を憂いて、そのなかの一節に、

一、売薬人往古仕入方と当時の仕入向とくられば、紙、風薬、駄賃等は已前之直段に五、六艘倍増にござ候、

第一、宿料近年まで老夜百五拾文より式百文までのところ、当時老歩一朱より三朱と三四匁迄引きあげ申し候、
……

一、老人足分七、八ヶ月の宿料代積メ六拾兩ばかりに相成り、老人足に乃至千貫文取りあげ仕り候はば、五歩仕入れと見て五拾兩、両様合わせて百拾兩、旅先において百貫文・拾兩持参と致しメ高百兩、差引き拾兩の不足にあいなり申し候、このほか路金、留守居雜用等は丸明けに相成るていたらくに御座候。……

〔史料集〕三三八頁

とのべている。ここでは宿泊費は六〇兩、仕入費は売上げ額の半分として五〇兩とみて、合計百拾兩の支出に対して売上高は百兩にとどまり、「差引き拾兩の不足」となる。これを補うために、反魂丹役所に対し運営資金の借用方を申し入れた。これには「近年打続く諸色高価の時節、一切引き会い申さず……」という事情が加わったからであるが、これは願書の性質からいって、売薬業における損益計算の中の一一般の運営費を示す事例とすることはできない。たんに経費の一端がこれによって示されるのみである。それにしても仕入費と旅先宿泊費がほぼ同額であることは、問題であるが、この営業が旅先の行商の経営形態であるところから止むをえない。売薬の効果という点から原料薬の品質の精選が重要であり、仕入費を切下げることが容易ではない。総支出額では交通宿泊費を節約することは経営上はなほだ重要である。同一日数の行商をなしていても、行商圈内における得意先の集積度や売上高の如何が行商能率に大きく作用する。このため旅先の行商は計画的になされ、宿泊について得意先と定宿とが定められている。

行商人はこうして宿泊費を考慮しながらも、やはり常に仕入れにおいて品質の吟味を考えた。原料薬、補助原料や包装材料や貨銀の費用の低下をはかりながら、また国元の薬種問屋や卸売りの行商人からそれぞれの機能に応じて買

入れていたのである。

第三節 仕

入